

総 務 企 画 委 員 会 記 録  
＜ 第 4 号 ＞

平成21年第3回沖縄県議会（2月定例会）

平成21年3月18日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

## 総務企画委員会記録&lt;第4号&gt;

## 開会の日時

年月日 平成21年3月18日 水曜日  
開 会 午前10時33分  
散 会 午後4時55分

## 場 所

第4委員会室

## 議 題

- 1 乙第1号議案 沖縄県行政機関設置条例の一部を改正する条例
- 2 乙第2号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 乙第3号議案 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第5号議案 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第6号議案 沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
- 6 乙第7号議案 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
- 7 乙第8号議案 沖縄県統計調査条例
- 8 乙第25号議案 沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例
- 9 乙第26号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 10 乙第29号議案 包括外部監査契約の締結について
- 11 乙第30号議案 全国自治宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部の変更について
- 12 乙第31号議案 西日本宝くじ事務協議会への岡山市の加入及びこれに伴う西日本宝くじ事務協議会規約の一部の変更について
- 13 乙第32号議案 第4次沖縄県国土利用計画（案）について

- 14 乙第40号議案 沖縄県教育委員会委員の任命について
- 15 乙第43号議案 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 16 陳情平成20年第44号から同第49号まで、同第52号、同第54号、同第58号、同第60号、同第65号、同第76号、同第83号、同第85号から同第87号まで、同第91号、同第96号、同第101号、同第108号、同第127号、同第144号、同第150号、同第151号、同第163号、同第165号、同第166号、同第175号、同第178号から同第180号まで、同第190号、同第191号、同第196号、同第200号、陳情第7号、第10号、第15号、第17号、第19号、第27号から第29号まで、第38号、第49号、第58号、第59号及び第66号
- 17 総合開発及び地域振興について（国境離島対策について）
- 18 閉会中継続審査・調査について

---

### 出席委員

委員 長	當 間	盛 夫	君
副委員 長	山 内	末 子	さん
委 員	島 袋	大 君	
委 員	吉 元	義 彦	君
委 員	照 屋	守 之	君
委 員	浦 崎	唯 昭	君
委 員	崎 山	嗣 幸	君
委 員	新 里	米 吉	君
委 員	前 田	政 明	君
委 員	金 城	勉 君	
委 員	糸 洲	朝 則	君
委 員	新 垣	清 涼	君
委 員	玉 城	義 和	君

委員外議員 なし

---

### 欠席委員

なし

## 説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	上原	昭君
基地対策課長	又吉	進君
企画部長	上原良幸	君
交通政策課長	津覇	隆君
土地対策課長	下地	喬君
統計課長	具志堅全助	君
土木建築部海岸防災課長	田盛繁美	君
警務部長	児嶋洋平	君
交通部長	古波蔵	正君
警備部長	仲宗根	孝君
人事委員会事務局長	伊礼幸進	君

○**當間盛夫委員長** ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第1号議案から乙第3号議案まで、乙第5号議案から乙第8号議案まで、乙第25号議案、乙第26号議案、乙第29号議案から乙第32号議案まで、乙第40号議案、乙第43号議案の15件、陳情平成20年第44号外47件、所管事務調査事項及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、企画部長、警察本部警務部長、交通部長、警備部長及び人事委員会事務局長の出席を求めています。

まず初めに、乙第8号議案沖縄県統計調査条例について審査を行います。

ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。

上原良幸企画部長。

○**上原良幸企画部長** 平成21年第3回沖縄県議会定例会議案（その3）の20ページをお開きください。

乙第8号議案の沖縄県統計調査条例の全面改正について御説明申し上げます。

この議案は、統計法が行政のための統計から社会の情報基盤としての統計へ

という理念のもと、60年ぶりに全部改正され、平成21年4月1日に全面施行されることに伴い、法と条例の整合性を図るため、現行の沖縄県統計調査条例について、県が行う統計調査の実施及び結果の利用に関する事項等の整備を行うものです。

主な改正の内容は、対象となる統計調査の拡大、申告義務や罰則の削除、調査票情報の有効利用に関する規定の追加等です。

第1条では、法との関係を示しつつ、この条例の目的について定めています。

第2条では、県統計調査を知事等が総務大臣に届け出て行う統計調査として、定めています。

第3条では、県統計調査を行おうとするときの調査事項等の公表について定めています。

第4条では、県統計調査の結果の公表や当該情報の体系的な保存について定めています。

続いて、21ページをごらんください。

第5条では、知事等が、統計の作成又は統計的研究を行う場合の、調査票情報の2次利用について定めています。

第6条では、国や市町村等の外部の公的機関等への、調査票情報の提供について定めています。

第7条では、調査票情報の提供を受けた者による適正な管理について定めています。

第8条では、調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等について定めています。

第9条では、規則への委任について定めています。

続いて、22ページをお開きください。

第10条及び第11条では、第6条の規定により、調査票情報の提供を受けた者の守秘義務違反等に対する罰則について定めています。

なお、この条例は、平成21年4月1日から施行することを予定しています。

以上が、条例案の提案理由及び内容の概要であります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

**○當間盛夫委員長** 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 実際に県の条例を使って、第3条にあるような調査というのは今後出てくる、あるいは、今そういう課題があるのかどうか、調査条例をつくって、実際に県政の中でそういうテーマになって調査をするような事項があるのかどうか。

○具志堅全助統計課長 現在、旧条例では知事が指定して告示をするのを県の統計調査条例の対象にしております、5件指定しております。そのうちの2件が現在も調査をするということで生きております、残り3件は国の統計調査に統合されまして、実態としては調査はしていないと。現在2つあるのですが、統計調査条例の対象になっていない調査は、毎年大体10件から14件くらいを各部局でやっております、今回の条例の対象にしたのは、法の趣旨を受けまして、事実の報告を求める調査すべてを対象にするということになりますので、各部局が条例の対象になっていない統計の中から幾つか出てくることとなります。ですから、10件からその前後は対象になるのではないかと考えております。

○照屋守之委員 具体的にどういう調査をするのか。

○具志堅全助統計課長 今やっているのは、例えば産業連関表の作成をするために必要な情報を企業の皆さんにお願いをしてとるとか、あとは県民経済計算ということで、毎年県の経済力はどの程度なのかということ公表しているわけですが、そのための1次統計としての資料をお願いして聴取するなどがあります。現在は対象になっていないのですが、観光関係、農林関係、あるいは福祉関係でもいろいろな調査をしているので、そういうものも対象になってくるのではないかと考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第32号議案第4次沖縄県国土利用計画(案)について審査を行います。

す。

ただいまの議案について、企画部長の説明を求めます。

上原良幸企画部長

○上原良幸企画部長 乙第32号議案第4次沖縄県国土利用計画(案)の概要について御説明申し上げます。

国土利用計画は、国土利用計画法の基本理念を踏まえた国土利用に関する最も基本的な計画であり、土地利用に関して行政上の指針となる、総合的かつ長期的な計画であります。

また、国土利用計画は、全国計画、県計画、市町村計画で構成され、より広域な計画を基本として策定することによって、相互に調整が図られていくものとなっております。

第4次沖縄県国土利用計画(案)は、国の第4次計画が昨年7月に閣議決定されたことなどを受け、現行の第3次県計画を変更するものであります。

議案書別冊第4次沖縄県国土利用計画(案)の目次をお開きください。本計画(案)の構成から御説明申し上げます。

目次においてごらんとおり、計画の構成は、前文、第1、第2、第3となっております。国土利用計画に定めるべき事項については、国土利用計画法施行令第1条で、この目次に掲げる第1、第2、第3の3つの事項を定めるものとする規定されており、このような構成といたしました。

まず、第1は県土の利用に関する基本構想であります。県土利用の基本方針、地域類型別及び利用区分別の県土利用の基本方向について記述しております。

第2が県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要であります。本計画(案)では、基準年次を平成16年、目標年次を平成29年と定め、およそ10年後の県土利用の姿について、農用地、森林、宅地等の規模の目標、地域別の土地利用の概要等を示しております。

第3に、第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要として、望ましい県土利用を行うための措置を10項目にわたって述べております。

続きまして、それぞれの計画事項の概要を御説明申し上げます。

第1の基本構想は、1ページから10ページまででございます。

第1の県土利用の基本方針では、基本理念、県土の特性を前提に、社会状況、環境問題への県民意識、土地利用相互の関係性、米軍施設・区域の返還という4つの観点から、県土利用をめぐる基本的条件の変化をとらえております。これらを踏まえ、量的調整、質的向上、総合的なマネジメント、駐留軍用地跡地利用の促進という計画期間中の県土利用上の課題を述べております。

また、人間活動と自然のかかわりの度合いによって、県土を都市、農山漁村、自然維持地域の3つの地域類型に分け、それぞれの県土利用の基本方向を示しました。

さらに、県土を利用区分の視点から、農用地、森林、宅地等の7つの区分、それらに加えて低未利用地、沿岸域、米軍施設・区域、それぞれの基本方向も示しております。

第2の規模の目標等は、11ページから18ページでございます。

第2では、基準年次を平成16年とし、目標年次である平成29年の人口、一般世帯数の推計を基礎フレームに、先ほどの7つの利用区分ごとに規模の目標を定めております。また、北部、中部、南部、宮古、八重山の5地域別に、それぞれの地域の特性、方向性等の概要についても記述しております。この目標は、よりよい状態で県土を次世代へ引き継ぐ持続可能な県土管理という考え方のもと設定しているものであります。

なお、これらの目標値については、今後の社会経済状況等にかんがみ、流動的な要素があるものと考えております。

第3の必要な措置の概要は、19ページから24ページまででございます。

第3では、第2の目標を達成するために必要な措置として県土の保全と安全性の確保、環境の保全と美しい県土の形成、土地の有効利用の促進、土地利用の転換の適正化、多様な主体の協働による県土管理の推進といった10項目にわたって示しております。

なお、本計画については、おおむね5年後に総合的な点検を行うこととしております。

以上で乙第32号議案第4次沖縄県国土利用計画(案)の概要説明を終わります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 企画部長の説明は終わりました。

これより、乙第32号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 沖縄県国土利用計画案は、今後これを基本理念として県の知事部局総体、その方向で取り組んでいくことになりますか。

○上原良幸企画部長 国土利用計画のもとに、土地利用基本計画を毎年策定しまして、全体的な指針となるようなものをこれからつくっていくということです。

○新里米吉委員 4ページの3行目から4行目にかけて、防災拠点の整備、被害拡大の防止や災害復旧の備えとしてのオープンスペースの確保とありますが、現在そういう目的でオープンスペースをとっている地域など特徴的なものがあつたら紹介してください。

○下地喬土地対策課長 委員がおっしゃるように具体的にどこの災害防止上のオープンスペースがどうということではなく、我々は理念としてこの部分を将来的に向けてもやっていきたい。現状として、どこのところに具体的にどういうものがあるかという細かいところまでは確認はされておられません。

○新里米吉委員 こういう感じになるのかというイメージが描きやすいから、現在あるところのものが聞きたかったわけですが、結局はこれからの目標理念として都市計画をつくっていくに当たって、こういうオープンスペースをつくりながら新たな都市計画をすると理解していいのか。

○上原良幸企画部長 まさに10年後の社会経済の変化を見ながら、何が必要かという基本的な理念を示したのがこの国土利用計画です。

○新里米吉委員 7ページの農用地のところ赤土等流出防止対策と環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図るとあります。認識として、かなりの赤土流出があるという認識を持っておりますか。

○上原良幸企画部長 かなりということはなかなか定義が、赤土流出があるということは認識しております。

○新里米吉委員 そういう中であつてとりわけ農地改良をして、その農地改良をしたところから赤土流出がかなりひどい。あるいは今問題になっている林道あたりの沢を埋めて、赤土を沢に埋めて、そこから雨が降ったら赤土が流れ出す。あるいは木を切り倒すときに赤土対策をせずに皆伐方式でみんな切ってしまうと、その沢の中にもともと小川が流れていたところも含めてみんな伐採

するわけですから、そこに赤土が流れてきて、雨が降ったらここからも流れてくる。こういうものが沖縄県の赤土流出の非常に大きな問題かと思っているのですが、そういう認識は持っていますか。

○上原良幸企画部長 ほかの地域に比べて、何が沖縄の特徴かといいますと、やはり自然環境だと思っております。当然にその自然環境への配慮は必要ですが、生活と環境、あるいは開発と経済のバランスをうまくとりながら、これからの県土の利用、開発をやるべきだと認識しております。

○新里米吉委員 将来にわたって、自然を保護しながらの開発じゃないといけない、持続可能な開発というのは約20年前から国際的に言われてきたことだけれども、実態として大雨が降ったら、常にマスコミをにぎわせているのが赤土流出。バランス云々、持続可能という言葉を行っているけれども実態はその対策がほとんどなされないで、昔からわかっていることでありながら、その対応がほとんどされていないというのが実態だと思いますが、その認識はありますか。

○上原良幸企画部長 ほとんどなされていないというのは評価が分かれるところではありますが、やはりそれぞれの事業執行部局においても環境意識の高まりは、時代の趨勢ですから、当然にそのための対応は、赤土流出防止も含めてですが、対策をとりながら進めていくべきだと考えております。

○新里米吉委員 赤土が流出するということは、沖縄のサンゴ礁を痛めつけることだし、ひいては陸の開発をすることによって、もう一方の生活基盤である漁業に対して物すごく悪い影響を与えているわけです。生活者というのは、陸側だけではなく、海側もあるわけで、ややもするとある一方だけを強調したり、もう一方を忘れていた議論があったりするので、その辺の認識が非常に弱いという感じを受けます。そして沖縄県の一番の産業は、共通認識で観光だということはわかっている。この観光にとっても物すごい悪いイメージを与える、ダメージを与えていくわけです。現在の陸の開発のあり方、自然環境を見向きもしないようなやり方、これが事実上の沖縄のリーディング産業にも悪いイメージを与えて、沖縄総体の産業のあり方にも非常に大きな打撃を与えているという認識が非常に弱い感じがして、そう言っているわけで、そういう意味では、赤土防止対策はもっと真剣にやっついていかないといけないし、陸地の産業開発をするときも、これを非常に重点的にとらえないといけないわけで、それが非常

に弱い。皆伐はずっと前からやっていけないと、私は10数年前から言っていますよ。それがいまだに同じことが言われる。その反省も余りない。それから農地改良したところは、いろいろと対策はいわれるけれども、手を打ってもお金がかかりますから、そういうものも余り手を打たれてない。緑地帯をつくるか、溝をつくると言っているけれどもほとんどやられていない。そういうことを真剣にやらないといけないということがあるから質疑しています。関連して森林のところにも非常にいいことを書いてあるんですよ、実態には合わないだけで。例えば、自然性の高い森林や貴重な動植物が生息、生育する森林については、その適正な維持管理を図ると。そのように努めてきたかということ、ほとんどやっていません。私は今まで何回もヤンバルの山に行ってますよ。特に最近は頻繁に行っています。10数年前に指摘したことが、今も指摘されるような実態です。実は、沖縄県高等学校教職員組合委員長の時代に県に要請をして、今の知事が副知事のときに、副知事に要請しましたよ。今も同じことを言われている。いかにこのとおりのことがされてきていけば、ここまで大きな問題にならないで済むのになずっと同じことをやってきて、要請を無視し続けてきたのが沖縄県のこれまでの自然に対する配慮のなさ。だから部局によっては、違うような発言が新聞に出ていました、きのうの委員会のものが。こういうのは当然お互いに考えてやっていかないといけないと思いますが、全体を取りまとめる企画部としてはどう考えていますか、今のこのページのことです。

**○上原良幸企画部長** 復帰からこの間、社会資本、産業基盤を含めて道や畑などを整備してきました。そういう中でかなりの開発にウエートがかかった部分があったかもしれませんが、新里委員がおっしゃるようにこれからの沖縄県のかぎは何かといたら、やはり自然ということであれば、その部分のウエートといえますか、どんどん高まってくるということですから、我々が掲げる国土利用計画の中では、望ましいスタンスというものを掲げながら、各部局に対して配慮を促していくということをやっていこうと。これがその国土利用計画だと考えております。

**○新里米吉委員** 今の問題との関係では、8ページの道路の最後のところにも農道及び林道の整備に当たっては、地域の自然環境や文化的景観の保全に十分に配慮するとあるわけですが、私はそういう意味では、とりわけ林道のつくり方は地域の自然環境や文化的景観の保全に充分配慮することからほど遠かったやり方だと、一つ一つ点検してもですね。この間の県が理念として掲げていることとほど遠い行政がなされてきた。この辺は大きな問題になっている

のではないかと思います、そういう認識はありますか。

**○上原良幸企画部長** これまでの進め方についてどう評価するかということについては、難しいところではありますが、いずれにしてもこれから自然と開発、環境と産業の折り合いをどうつけていくかについては、県民はもとより、県、市町村も含めて、それをうまく調和させていくような知恵を我々は身につけていくべきだろうと思いますし、それはできるのではないかと期待しております。

**○新里米吉委員** 10ページの米軍基地関係で、周辺の土地利用との調整を図りながら、都市機能の計画的な再配置云々とあります。ただ、お互い難しいことだと思っけれども、返還されたときにゾーンがはっきりしていなくて、同じような都市づくりをあちこちでやって、結局は商業地中心の開発をそれぞれの市町村がそれぞれでやるもんだから、これから返還されていって同じようなまちづくりがあちこちでできて、事実上商業地域の競合が今後予想されるようなやり方にどんどんいってしまうのではないかと。今後の米軍基地の返還がなされてきたときの県としての調整機能を果たしていけるのかどうか。そういうことをやろうとしているのか。この文章の意味をお聞きしたいのですが。

**○上原良幸企画部長** 基地をこれからどうするのかにつきましては、委員がおっしゃるように、現在のやり方は幕内弁当型と言っておりますが、何でもあるということで、商業地があって、住宅地があってという形の、モノレールの開発が進められてきていると。商業地については、ある程度キャパシティーもそろそろパイの増加が見込めない中で食い合いをして、後に開発したほうに客が行ってしまうという形が一番懸念されます。そのためには県土全体でそこがどういう機能、役割を持つかということを確認に示す必要があります。正直に言って、例えば普天間基地でもほとんどが私有地ですので、地主の方々というのはできるだけ収益が上がるような形のもので、そういう方々を納得させて、例えばオープンスペースをそこにつくるのであれば、これは相当のプロセスが必要だと思うんです、納得させるためにですね。そういう作業をこれから我々はやっていかないといけない。正直言ってちょっとおくれぎみかもしれませんが、かつて国際的なチームによって普天間基地の跡地利用を描かせたこともあります、そういうものをかなり早い段階でやっておかないと返還が近づいてからでは、急にまちをどうするかとなってしまうと目の前の地主個人の利益優先になるのは仕方がないので、その前にみんなが納得する形で、この跡地をどういう方向で整備するかという議論をですね、既に始めてはいますけれど

も、利害関係者だけではなく、県民全体に明らかにしていく必要があるのかと思っております。この国土利用基本計画もある意味で、その一つの指針だと考えております。

○新里米吉委員 11ページで人口が平成29年までに大体今より10万人ぐらいふえるという予測を立てていて、13ページには平成29年の地域ごとの人口が出ております。ぱっと見て、中部地域と南部地域が10万人ふえるのはそこだと数字では見れるのですが、やはり今後どうしても那覇市、南部地区、中部地区に人口が集中していくという想定しているのか。

○上原良幸企画部長 趨勢からいいますと、中南部地区への人口がふえることは予想されます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
照屋守之委員。

○照屋守之委員 国土利用計画に目を通していますが、なるほどなという思いがあるのですが、先ほどいいましたように、いろんな自然の問題などがあるけれども、やはり我々人間の欲望として非常に難しいテーマですね。いろんな、東部海浜開発事業や林道事業などの問題を提起されていますが、石垣島の新空港建設事業にしても、伊良部架橋にしても、やはり自然ということからするとないほうがいいわけだよね。その地域にいろんな問題があって、我々が中心になって生きている、人の都合によってそうやっていくために、その最低限の自然環境を壊す、あるいはそれを保護するというのが非常に大きなテーマだと思う。国土利用計画の案については全くそのとおりで、実態、現実的にそれを動かしていくときにどうするかという大きなテーマとしてあると思うんですね。人間、我々がどうするかという大きなテーマだと思うんです。実際に運用していくときにどうしていくかというのが、非常に厳しい判断が迫られて、どうするかということになるけれども、ただ、自然がどうという一方的なことでは、そのままじっとしておけということだから、人間としてそれだけ欲がある、人間は生きていくためにどうするかという視点は必要だと思うんです。そのためのこの計画と実際にどう調和させていくのかですが、これは国土利用計画ということですが、それぞれの地域の都市計画決定、例えば公園などが決定されていきますね。国土利用計画のものとそれぞれの都市計画の決定のものとの整合性はどうなんですか。

○下地喬土地対策課長 国土利用計画というのは、全国計画についても、あるいは県計画についてもそうですが、すべての全国計画であれば国土形成計画というのがあります、一つの考え方で。その基本となる、あるいは基本理念になるという考え方を持っております。したがって県計画の場合もそういう考え方で、土地利用基本計画、いわゆる土地についての具体的な計画をこれから策定していくのですが、その基本となって、その土地利用基本計画というのは、各個別の規制法、都市計画や農業振興計画、それから森林計画という個別計画の基本となるという考え方になっております。ですから国土利用計画というのは、県計画の中でも最も基本的な上位の計画ですが、理念としてこういう方向性でもって行ってくださいと。個別の具体的な、実際に公園をつくって、じゃあこの建物を制限するんだとか、土地の開発行為についてどうするか、土地取引についてどうするのかについては各個別の規制法の計画、法律の中でやっていくということです。

○照屋守之委員 例えば計画案、第4次ということになるんですよね、それができていく。例えばその都市計画決定については、それぞれの市町村が抱えている都市計画決定、例えば40年前に公園という設定をするわけでしょう。これがいまだかつて縛りがあって、何にもできない。そうかといって、それぞれの市町村は財政的な問題もあって、公園という指定をしたけれども公園がつかれないという実態が結構あるわけですよ。こういう国土利用計画をつくる時にそれに関連する、付随するような部分も含めて調整、例えば変更させるなどというのも含めてやらないと、これだけ走らせて、あとはそれぞれの問題ですよということで片づけていくにはどうかなと思うんです。これはあくまで計画案をつくって示して、あとはそれぞれですという考え方ですか。

○下地喬土地対策課長 県の計画もそうですが、市町村の場合ですと市町村計画というのをこれからそれぞれの市町村において国土利用計画の市町村計画というのをそれぞれの市町村のほうで計画して、見直していただくということになります。その市町村計画を策定するとき、あるいは変更するとき、市町村にはそれぞれの構想、具体的な実施計画が地方自治法に基づいた計画がありますが、その計画との整合性を図るべきですとなっております。それから県計画の場合については、先ほども言いましたように一定の行政上の指針であります。県計画が市町村計画の基本となりますから、市町村長に対して意見はございますか、どういう意見がありますかという聞き取りをしたりということで計

画を策定、あるいは変更してきたということです。

○**照屋守之委員** これを県でつくられると、おのずと41市町村もその計画にのっとって大枠は決まっていくわけでしょう。決まっていくから、それぞれの市町村もそのたぐいでそれに合わせていくという方向性は決まってしまうんじゃないですか。それぞれの市町村の計画があっても、これは県の中で大枠で決まる。それぞれがこういう形でやりたいといっても、いろいろな縛りが、ある程度の計画があると、それぞれの市町村も変更しづらい部分が出てきませんか。

○**下地喬土地対策課長** 国土利用計画法では国土利用計画については、それぞれ上位の国計画を基本として県計画ができていて、県計画を基本として市町村計画ができています。その基本とするという考え方はどういうことかというのと、県計画なり市町村計画を国の計画で縛るとか、このようにという形ではなく、考え方としてそういう方向性でいきたいと思いますということであり、個別の具体的な計画というのは国土利用計画は一つの考え方、理念ですから、県の場合では都市計画、農業振興計画。それから市町村のそれぞれの個々の計画で実施計画は定めてくださいという形になっているんです。

○**照屋守之委員** 中部地域ということで15ページに農用地については、46ヘクタール減少して、3081ヘクタール程度になるという具体的な数字がありますよね。そうすると中部地域の市町村がトータルでこのぐらいになりますよということですが、それぞれの市町村の計画によって、その数字が当然にプラスマイナスが出てくるという可能性はあるわけでしょう。これはこの辺になりますよという縛りではないわけでしょう。私が言っているのは、この数字を言っているわけです。

○**下地喬土地対策課長** いわゆる県全体の目標、具体的に言えば中部地域の農用地がどれぐらい減りますとか、これについては一つの推計で数字を出していて、この数字に縛って、このとおりにしなさいということではありません。先ほどの基本理念や考え方でいったら、その考え方に基づいて農用地というのは、ほぼこういう目標値になるでしょうと。その目標値にならないから、あるいはなったからどうということにはなりません。この数字に縛られるということには、なかなかかなり得ない。それぞれの個々の計画でやっていくという話になります。

○照屋守之委員 これははっきりしているんですね。私が言いたいのは、こういう形で数字が出てくると、それぞれの県域で何は幾らというある程度の数量があって、それぞれの市町村はある程度縛りがある程度、担当部局もそういう形で押さえ込んでいくのかという懸念があって確認をしているわけです。これは何カ年間でこういう予測がされますよという程度の数字目標ととらえていいですか。

○下地喬土地対策課長 我々としては、基本的な考え方や基本的な方向性となればそういう形の目標値として、こういう姿になるでしょうという推計値を出しています。だからといって、このとおりにならないといけない、このとおりにしなさいということではありません。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
玉城義和委員。

○玉城義和委員 さすがの企画部長も、今後の中南部地域の人口集中が予想されると言っているの、いささか引かかるものかと思いますが、まず人口の問題でこの142万8000人ということですが、この推計根拠はどう出しているのか。

○下地喬土地対策課長 この人口の推計につきましては、平成17年の国勢調査を基本として、内閣府の国立社会保障人口問題研究所のほうで、それぞれの都道府県ごとの推計人口というのを出しておりますけれども、それをもとにしてそれぞれ地域ごとに北部地域、中部地域、南部地域という形で地域ごとに人口推計の基本的な統計方法、いわゆる推計方法によって出てきたということでございます。

○玉城義和委員 国立社会保障人口問題研究所というところが2007年5月に平成25年には県人口は143万3000人のピークに達すると。以降は減っていくということを出しているわけですね。今おっしゃったのは沖縄県自体が人口の移動等々を参考にして出した数字ではないと。要するにこの国立社会保障人口問題研究所が出したものをそのまま使ったということですね。

○下地喬土地対策課長 そのとおりでございます。基本的にはいわゆる国立社会保障人口問題研究所の推計値を参考にしてやっているということでございます。

す。

○玉城義和委員 沖縄県の人口、都道府県間の移動の状況、直近でわかる数字でいいので出していただけませんか。5年くらいでもわかるところから。

○下地喬土地対策課長 詳しい資料を手元に持っていませんが、都道府県間の社会の移動、いわゆる社会増減というのは、私の記憶によりますと過去5年くらいは社会増が5年前くらいまではふえていて、ここ2年くらいからはほぼとまってきたかなと記憶してございます。

○玉城義和委員 富川沖縄国際大学の教授の推計によると、2006年に県外への転出人口が転入人口を上回り始めているんですね。それで2007年も2000名以上が転出超過ということになっておりまして、富川教授の推計によると、もっと早い時期に沖縄県の人口は減少傾向に入るのではないかといわれていて、県の人口のピークは2010年ころだと。それが2006年ごろからの県外転出人口が転入を上回っているという推計を出しているんですね。そうするとここで使われている国立社会保障人口問題研究所の推計値とは相当な開きがあるんですよ。だからこれは私は人口がどうなるかというのは基本的なところですからね。この国土利用計画の中では。これは10万人ふえるのか減るのかというのはかなり大きな問題で、もう少し私は県内の学者も動員して、もう少し丁寧に正確に幾つか数値をつくるとかにするべきではなかったかと思う。

○上原良幸企画部長 富川先生の論文につきましては、実は彼も沖縄21世紀ビジョンをつくる沖縄振興審議会の総合部会長もやっておりますので、意見交換は相当やっています。社会増から減に転ずるのではないかという話につきましても、彼は前提条件があります。我々が今沖縄21世紀ビジョンの中で考えているのが2025年がピークだろうと、沖縄県の人口はですね。そう想定しております。これはいずれにしましても、これについてはそういう予測値を出していくのは前提条件がそれぞれ違ったら困りますので、我々は今から沖縄21世紀ビジョンをつくりますが、その中できちんと精査をしながら、県として公式な、例えば人口の予測というものは、これからやっていきたいということで、ここにありますように平成29年は143万人というものについては、県として今想定しております2025年がピークとなるということと整合はしている。ただそういう意見もあるということは十分認識しております。

○玉城義和委員 12ページですが、住宅地に関連して、住宅地の比較、規模の目標で、住宅地が500ヘクタールふえる、その他の宅地が700ヘクタールで、1200ヘクタールふえるということでもいいですか。

○下地喬土地対策課長 はい、そのとおりでございます。

○玉城義和委員 そうしますと、この1200ヘクタールというのは、住宅にしてどのくらいの戸数ができるかと想定されてつくられているのですか。

○下地喬土地対策課長 将来の人口と世帯数を推計予測をしておりますので、それに基づきまして、最近の国勢調査、それから住宅統計調査によりまして、いわゆる住宅戸数、それぞれの一戸建ての平均面積、例えば一戸建てが何平米あります、それから寮であるのは何平米とか、共同住宅が何平米ということを一戸当たりの面積を出しまして、それをさらに加重で平均面積を出しまして、その平均面積に世帯戸数を掛け合わせていって、いわゆる面積を出したということでございます。これは住宅地です。それから工業用地がありますが、工業用地につきましても工業統計に基づきまして、30人以上なり30人未満のそれぞれの工業の工場なり、棟の面積を出して、そのもとから推計を出したということです。その他宅地につきましても、これまで過去第3次計画、いわゆる面積の推移、トレンドといいますか、そういったものを踏まえて、それぞれその他住宅、工業地、それから宅地という形で足し合わせていったという考え方でございます。

○玉城義和委員 そこまでおっしゃるのならば戸数が何戸と言ってもらいたかったんだけど、わかれば教えてください。

○下地喬土地対策課長 平成29年の住宅戸数推計数が60万8820戸と推計しています。約8万9000戸ふえる予想です。

○玉城義和委員 それで、推計がさっきの人口の問題とあわせて、私は危ういというか、多すぎると思いますが、それと比較をしてこの13ページの地域の目標で、北部地域で平成29年における地域別人口はおよそ13万3000人を目標とすると書かれているんですね。平成13年から行われている北部振興事業基本構想の目標人口は幾らですか。

○上原良幸企画部長 これは年次が違いますけれども、平成22年度を想定して15万人ということです。

○玉城義和委員 そういことですよ。それで最終目標は20万人にするということを立てて、平成22年度で15万人と。現在が12万8000人くらいですかね。ほとんど動いていないですよ、この振興策を含めて。一方でそういう計画がありながら、平成29年度までに13万3000人というのはいかにも別々の計画がそれぞれで走っていて、県全体としての一つの大きな政策目標、戦略目標に欠けるのではないかとわざわざを言わないわけね。それで先ほどの質疑の中にもあったように、企画部長は中南部地域に集中するのは予想されますということさらさらって言ってしまうと、これは北部振興策を含めて、基本構想をつくってやっている側からすれば、これは一体何なんだということになりますよね。だから、細かいことは余り言いませんが、こういう県土の利用計画においては、もう少し戦略的な、中南部地域を含めて、北部地域はどういう位置づけにして、どのように人口を散らして行って、有効に使うのかということも視野に入れないと、結局このようにあちらこちらで矛盾が露呈をしてしまう。だから司令塔がなく、どこかに司令塔がきちんとあって、中部地区、北部地区、南部地区の使い方を戦略的に配置するという指導力がないからこうなると思うんです。北部振興の基本構想は基本構想で基地の受け入れのかわりにつくってしまおうということになるから、全体の構想がどうもこのようにバラバラになってくると思うんですが、いかがですか。

○上原良幸企画部長 計画の趣旨目的が違うということでは、望ましい国土利用の観点からの数字というものと、特に北部地域は振興策の目標が計画どおりにやっていて、どうなっているのかということだと思っんですけれども、北部振興策についてはそれはそれでこれまで以上の政策努力も含めてやっていくという前提で数値を予想しないと、本来の振興の目的というのがぼやけてしまいますので、高い数値を掲げておりますけれども、それにあわせて先ほどの南部地区、中部地区に集中するということを言いましたけれども、これは数字がふえた分がそこに行くということをやったのであって、余りゼロサム的に、そこから例えば北部地区から中部地区に移ってくるということではなくて、プラスの分が中南部地区に割と多くなるだろうということでありまして、それによって北部地区が減るとか、あるいは離島も含めてですけれども、沖縄県全体の中での増減をいっているのではないということをおし上げておきたいと思いま

す。

○玉城義和委員 望ましい人口配置のあり方として13万3000人というのを平成29年度まで立てるということが、県の基本的な構想としてあって、そのほかにまた北部振興基本構想で15万人ということで、当然15万人にするためには工場の配置も必要ですし、宅地も必要なわけですね。交通機関も必要と。その辺のところは当然県としては統一的にとらえていかないといけないわけであって、あれは別でいいんだと、あるいは少し目標を高くしていいんだという話はなかなか企画部長の言葉としては受け入れがたいところがあります。

次に移りますが、一方で農用地ですね。農用地は300ヘクタール減になっているわけですね。これは農林水産部の農業振興計画との整合性はとられているんですか。

○下地喬土地対策課長 この目標値の設定に当たりましては、当然農用地、森林等も含めて、農林水産部等の関係課等との調整を図った上でやっております。考え方からいって、先ほどの玉城委員がおっしゃる計画との整合性は図られていると私どもは考えております。

○玉城義和委員 要するに農林水産部は、この間ずっと農地は減っていても基本計画等を含めて達成可能ということは、農林水産部がこれはオーソライズした案だということでもいいんですか。

○下地喬土地対策課長 あくまでも国土利用計画としての計画でございますが、目標値そのものを設定するに当たって、いわゆる農用地等については、農林水産部の関係機関、関係課等との調整は図ったということでございます。

○玉城義和委員 これはまた後で機会があれば農林水産部に説明を求めたいと思います。観光振興との関係で、森林も原野も農地も含めてですが、特に北部地域の過疎地で問題になるのは、次男、三男が生まれたところに帰ってきて住宅をつくりたいというときに、なかなか農地からの転用ができない。できれば住宅をつくって、親元と一緒に住みたいという希望もあるが、ところがなかなかうまくいかないの、どこかのアパートに行ってしまうというのがあるんですね。それからもう一つは今日において、レンタカーが2万台も走るようになって、カーナビゲーションが全部についているとなると、私もヤンバルなのでよくわかるんですが、レンタカーがあちこち小さな山の中まで入ってくるんで

すよ。それらしきところに入っていくんですね、喫茶店とかレストランですとかに入っていくんですよ。要するにレンタカーの需要に県の観光商品としての供給が追いつかないと私は思うんですね。特に山の中でそういう感がするんです。需要としては山の中でカフェを開きたいとかレストランを開きたいというのがあるんだけど、これもいろんな法的な縛りがあってうまくいかない。だから住宅地用としてもそうだし、観光の受け皿としても需要はありながらも供給が提供できないというものもあって、なかなか個人の消費量が上がらないという面もあると思うんです。だから、このカーナビゲーションの普及というのは本当に沖縄観光に革命をもたらせているので、県民全体が観光業に参入できるチャンスがあるんですよ。ところがそれをうまくとらえきれていない状況があって、特に農林山村地域にあって、その辺で土地利用の流動化というか緩和を図るということは、私は極めて重要な緊急の課題ではないかと思っています。その辺をぜひ国土利用計画も含めて全体的に見渡してもらって、農地も森林も原野も基本計画の中で差しさわりのないところで、そういうものを配置していくことは必要じゃないかと思いますが、どうでしょうか。

**○上原良幸企画部長** 先ほど申し上げたところと重なってくるんですけども、一方で緩和するべきところがある、一方では規制するべきところがあるということで、それをどう調整するか、例えば自然保護なのか開発か、あるいは環境か産業かのような議論、オアの議論ではなくてアンドと言いますか、開発も環境もとか自然保護も産業もというようなものの具体的なものが、今言った一方で緩和するべきであり、一方では規制するべきであるというようなことにつながってくると思いますので、その辺は十分に施策の遂行に当たっても、常に我々は緊張しながら政策を推進していくと考えております。

**○玉城義和委員** 最後ですが、私の持論ではありますが、沖縄県の狭い県土を有効利用するためには、沖縄本島を縦断する鉄軌道の導入こそが私は最大の戦略課題だと思っています。そのことによって中南部地域の過密を解消して、北部地域の過疎を同時解消することもできますし、通勤圏の拡大とか地価の引き下げとかということも可能だし、那覇市内のマンモス学校の解消にもつながる。そういう意味では、むしろ県土の利用計画の中には、そういう大きな引っ張るような戦略的なものを配置しないと、どうしても同じようなものになってしまうのではないかと思うわけです。これは基地の跡地利用の問題もそうですが、それについては企画部長にも4年間御奮闘いただきましたが、これについてはどういう見解を持っておられるのか、そしてこの県土利用計画の中の

位置づけのようなものについてはどのような所見があるのか、最後にお聞かせいただきたい。

**○上原良幸企画部長** この国土利用計画につきましては、国がつくって、県がつくって、市町村がつくってということで、割と理念的な要素が多いわけですが、今おっしゃられたことというのは極めて具体的な将来の選択にかかってくることで、直ちにここでいつまでにどうするということは言えませんが、これまで議会で何度も答弁してきましたように、とりあえずステップを踏んでいくと。モノレールの延長・延伸であるとか、あるいはバス路線網の再編であるとか、既存のものをどう活用しているかということをお互いにあわせて沖縄21世紀ビジョンの中で、恐らく基地も返ってきますので、その辺を含めて県土の構造を再編していく中で、交通体系のあり方等についても議論していくということでございます。

**○當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。  
崎山嗣幸委員。

**○崎山嗣幸委員** 4ページの中で駐留軍用地跡地利用促進で県土の10.2パーセントが米軍基地で示されていて、都市の計画の土地利用も含めて障害になっているということで位置づけているんですけども、おっしゃるように嘉手納基地もそうなんだけれども、普天間基地もキャンプ・キンザーも含めて、その他沖縄県の土地利用というか、それに大きな障害になっているということをお互いに位置づけてはいるんですが、後段でこのような跡地利用も含めて大規模な基地返還を見据えて、県土構造再編を視野に入れるということでまとめているんですが、大規模というのか、どのようなことを想定して、これからの視点を持っているのかということをお聞きしたいんですけども。

**○下地喬土地対策課長** この課題のところ、平成8年にSACOの最終合意がなされた、それから2プラス2の嘉手納基地より南の一定程度の返還合意がなされたということで、現状認識を書いております。そうしますと、それがあがる程度段階的に返還されることになりまして、当然の話としまして、普天間基地一つをとっても、あれだけ大きな土地をどのようにやっていくのかということ、今まで北谷町や那覇市おもろまちあたりの先ほど企画部長も言いましたけれども、あのような形でいいのかどうかということも含めて、どういう形があるのか、そうするとそのことによって産業構造、あるいはそういったものが

どう変わっていくのか、どうするのか、そういう視点も含めて今後やはり具体的な返還になる前に具体的な土地利用というものについて、軍用地についてはやっていかないといけないだろうという視点から、そういった問題提起をしているということでございます。

**○崎山嗣幸委員** 先ほどから聞いていると、土地利用の転換をするときには、簡単にはもとには戻らないということも考えて、そこを位置づけるためには、いろんな角度からやはりやっていかないといけないということで位置づけてはいるんですが、そうすると理念的なことと言っていましたけれども、それはやはり各市町村、これからの沖縄県のまちづくりも含めて、都市計画に大きな影響を与える、やはり指針となると思っているの、ただの理念だと片づけるわけにはいかないと思うんですね。それで具体的に言うと、これは同じく5ページの中でもそうなんですが、都市部における位置づけではあるんですが、ここでは中心市街地の都市機能の集積を図りながら再開発、沖縄都市モノレールを中心とする交通体系の再編と言っているんですが、この理念もそうなんですが、現実的に見るときに、那覇市で見ると、戦後の無秩序な状況で、過密化によって松川工業路線なんて歩道もないようなスラム化したところもあるし、またいわれているように新都心地区におけるパチンコ店があったり、デパートがあったり、博物館があったり、混在をしたまちの形態がいいのかという指摘もありますし、また河川を見るならば、河川敷の水辺の空間も含めてどうなっているのかということも含めて、皆さんが言っている理念と、あと自衛隊基地があって、相当過密化をしていて、那覇市の市場として都市形態をどうつくるのかについての展望が見えないわけですよ。そこで今言っている5ページで見ると限りにおいても、沖縄都市モノレールと再開発と言っているけれども、再開発も那覇市久茂地再開発と安里地区、農連市場は進んでいないし、あるいは今問題となっている古島、末吉団地あたりも含めて、再開発を約束しながら放置されたりするという県の指導とかが全くないような感じもするし、ある面では計画がざっくりばらんというのか、そういう状況があるんだけれども、5ページに見る都市形態における土地利用の形態が見えないんですけれども、この辺は現実の那覇市の都市構造と、ここで言われている将来どう持っていくのかということ、どう読み取ればいいのかということのをもう一度説明できますか。

**○上原良幸企画部長** 繰り返し申し上げますけれども、これは国の国土利用計画が決まって、それに基づいて県あるいは市町村ということで、理念的なものということ先ほどから申し上げますけれども、それは具体的に那覇市久

茂地地区をどうするとか、どこをどうするのかということにつきましては、これから市町村での話でしょうし、それから具体的な施策については例えば農林水産部がやるとか、あるいは観光商工部がやるとか、あるいは市町村がやるとかということでありまして、企画部としては例えば12ページにありますように、農用地が平成29年には大体どれくらいになるのかという程度の展望しか示しておりませんので、具体的なものについてどうするべきであるというような議論については、この国土利用計画の中では少し厳しいものがあるということです。

**○崎山嗣幸委員** この国土利用計画について、先ほどこれからの基準年度も言っておりましたが、これから各市町村なのか、県民の意見というのか、そういうのは反映させるということもあるんですか。それともこれは理念ということで、ここでその計画は決定というか、確定する状況なのか、これから県民参加というか、意見反映というのはいないんですか。

**○下地喬土地対策課長** この国土利用計画を議会に提案するに当たりまして、既に市町村長の意見、それから市町村の関係課を集めての説明会、意見聴取、それからパブリックコメントという形で、県民への意見聴取等々を含めて、その他に国土利用計画審議会といういわゆる第三者機関であります審議会がありますから、その中で審議をして、平成18年度あたりから今年度の3年間にわたって論議をして、最終的にまとまった結果を議会に提案しているということでございます。

**○崎山嗣幸委員** そのことが反映されているような感じはしないんですが、文章という意味でとらえ方はよく理解できるんですが、現実との乖離というか、相当あるような感じがして発言をしたんですけれども、いずれにしても、これから具体的な計画の中で反映させたいということを行っていますので、これからそういう進みの中で議論していきたいと思えます。

**○當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

山内末子委員。

**○山内末子委員** 現実との乖離ということなんですけれども、20ページの環境の保全と美しい県土の形成というところで(5)の自然環境の保全及び生物多様性の確保というところがありますよね。そこを見てもみますと、高い価値を有する原生的な自然については、公有地化や厳格な行為規制等により厳正な保全

を図るといような理念が書かれているんですけども、実際に例えば名護市辺野古地区の問題ですとか、ジュゴンの問題とかで、確かに環境的な保全を図らなければならないという世界的にも認められている部分が出てきているんですよね。そういった観点からすると、厳正に県としてはこういう分野についてしっかりと行為規制を図るといような計画を立てながら、一方では現実問題があるというところで、その辺の整合性といいますか、理念だけ書いて終わるのではなくて、現実性をどう踏み込みながら進めていくのかということが理解できないところがあるんですけども、その辺はどうでしょうか。

**○上原良幸企画部長** 理念と現実といいますか、先ほどから申し上げていますがけれども、例えば自然保護か開発か、あるいは環境か産業かのような極端な議論、あと個別の場所なり、ある特定のテーマという中で、イエスかノーかという議論ではなくて、我々はうまく解決していただくだけの知恵をこれから我々は身につけなければならないと思っています。それは行政もそうですし、県民の方々もそれだけ沖縄県の本当に豊かな自然というものをどうするのかということ、持続可能な開発というテーマを掲げながら我々はこれからやっていかないといけないと思っています。ですから、議会でも御議論いただいているわけでございまして、個別の案件が出てきたときにどうするのかということについては、それなりの解決策というのは知恵を出せば出てくるのではないかと考えております。

**○山内末子委員** これからつくる計画ですよね。今現実には本当にそういう状況があって、県全体で名護市辺野古地域の問題ですとか、東村高江区の問題ですとか、沖縄市泡瀬地区の問題とか、現実には起きていることなんです。そういう理念に基づいてということで、計画をこれから出していく。その中で県はこういう計画を立てているんだからということで、裁判とかそういう形にも持っていきかねないという問題も出てくるかと思うんです。県はこういう姿勢を持っているにもかかわらず、現実的には進めている。県の自分たちがつくったものに対して、相反することをやっているというところで、そういうところから環境問題からもいろんな裁判とかそういう問題に発展しかねないというようなことも踏まえているのかなと思うんですけども、その件についても、これから知恵を出し合うということもわかるんですけども、今現実には起きているところが実際にあるんです。その辺はどうなんでしょうか。実際には案の状況ですけども、実際にこれを入れていくこと、それと今の本当の問題について、もう少し整理をする必要があるのかなと思うんですけども、どうで

しょうか。

○上原良幸企画部長 今現実には起きている個々の問題がどういうものであるのかということにつきましては、当然色分けできるかどうかは別として、開発であれば例えば土木建築部とか農林水産部がやっていますけれども、一方で自然を保護するという環境を守備範囲とする文化環境部もあるわけですから、当然県の中でもいろんな議論をしながらこれまでやってきたわけですし、これからもそのようにやっていく必要があると考えております。

○山内末子委員 現実的に起こっていることでもありますけれども、いろんな形で計画をつくっていくときには、この計画に基づいて現実に事業を進めていくわけですから、そういうことも加味しながらの計画というものが必要なのかなということを申し上げて終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
前田政明委員。

○前田政明委員 基本理念ということで2017年の沖縄県の県土というのは大体どのようなイメージになるんでしょうか。平成29年ですか、どのような県土利用になっているのでしょうか。

○上原良幸企画部長 ここでは理念的なものが主にありますけれども、具体的には12ページにありますけれども、それぞれの利用区分ごとの目標数値というのが出ております。

○前田政明委員 ページごとにいきますけれども、2ページの環境問題への県民意識の高まりという中で、地球温暖化の問題とか、サンゴ礁の白化の問題、環境と共生を重視した県土利用を基本とする。美しい農山漁村のという形で安全面、環境面も含め、人の営みと自然の営みの融和を図るということですよね。これは具体化のところとも関係しますけれども、県民的課題であるヤンバルの森を含めて、国土利用の中で北部地域の森林地帯はどうなるのかとか、それから沖縄市泡瀬地区も今の状況でいえば2017年—平成29年には皆さんの考えでいえば埋め立てられていて、サンゴその他が生き埋めになっているのかとか、それから林道事業の問題も網の目のようにある、これが進められているのかとか、そういう形で県土利用の理念的な形で上位に属すると。それを踏まえて望まし

い計画を立てる、基本とするという方向性として考え方としての方針を示すものということになっておりましたが、そういう形で先ほど私はどういうイメージになっているんですかと聞いたんですけれども、この前提では県の東村高江区の問題にしろ、名護市辺野古地区の問題にしろ、そういうことが同時に進んでいるという前提でこの文章を読むわけですよ。教えてください。

○上原良幸企画部長 当然今の現状を踏まえての計画になっています。

○前田政明委員 私は反省があってもいいんじゃないかと思うんですよね。単なる現状追認ということで、一般的な流れをただ書いているという感じがしてならないんですよ。だから本来計画であるならば、今までの計画を見直す、例えば自然を破壊していたら自然再生型に戻すとか、そういう面で問題意識があるんですけれども、そこで2ページの下のほうに、すなわち、地域のさまざまな土地利用をそれぞれ別個のものとしてとらえるのではなく、土地利用の相互の関係性や深まりや土地所有者、NPO等とありますけれども、米軍施設の問題ですね、3ページにあります、これはここに書いていない事実関係としてSACOを含めて2プラス2と書いてありますよね。これは平成29年時点では、これが大体実現をしていると読んでいるわけですか。

○上原良幸企画部長 12ページにありますけれども、枠外に書いてあります平成16年における米軍施設区域の利用区分は農用地云々と出ていますけれども、平成29年度におきましては、その数値は動かないという前提でやっております。まだ動きがどうなるのかはこれからどうなるかわからないものですから、今のところ平成16年と同じような数字を平成29年も入れているということです。

○前田政明委員 米軍基地跡については、ここで県内移設、すなわちSACO合意に伴って2プラス2に伴ってこれが完全になくなるわけではないですよ。要するに期日の問題としても、お聞きしたいのはこのときに那覇軍港はどうなっているのか。北部地区集中の名護市辺野古地域はどうなっているのか。それ以外に県内移設がありますでしょう。いわゆる2プラス2の中でも。その場合の米軍基地をめぐる状況について、いわゆるどうなっているのか。全部がバラ色じゃないわけで、返ってくるのかどうかもまだわからないわけですから、その認識を6地域、相当規模の土地の返還について検討することを合意されていると、これはこれでいいんですけれども、先ほどの利用計画その他に関連するんですけれども、ここはどのように見ているんですか。

○上原良幸企画部長 国土利用計画というのは農用地が大体どれくらいになるとか、あるいは宅地がどれだけになるとかということを示しているわけですし、特に基地に関しては跡地がどうなっているとか、バラ色になっているとかということに触れるものではなくて、先ほど申し上げましたけれども、平成29年の目標年次においては、今例えば米軍基地の2万3700ヘクタールのうち、農用地が300ヘクタールである、森林が1万5800ヘクタールであるという数値は変えないということはこれで予測できないので、他の基地の返還が不明だからこれを変えることはできないとまではこれに明記されておりますが、それ以上の基地がどうなるのかというレベルの議論というのはここではやるべきものでもないということです。

○前田政明委員 4ページのところの軍用地跡地利用計画の促進というのはいいんですけれども、しかし私が言いたいのは、かわりに軍用基地に提供するところがありますでしょう。その他のところになるんですかね、軍港で言えば。皆さんの認識として県土利用ということですから、SACO合意2プラス2と書くならば、もう一つは北部地域における振興策でも、名護市辺野古地域を含めて基地集中化という面で、米軍基地を含めて、埋め立てをしてというような流れの中での用途の流れが、国策としても進められようとしている中で、そういうことが全く関係ないかのような記述はいかがなものか。ましてや県土利用ということであれば。

○上原良幸企画部長 基地そのものが今どういう状態であるというのは、用途上からいうと、農地の役割、森林の役割ということであって、例えば基地が動いて農地が減ればそれは減らすだけの話であって、基地の用途そのもの、利用そのものをここでどうこうするものではないし、あと3ページに書かれているものは事実関係としてめぐる状況があるということを行っているわけで、これは基地がどうしたから、12ページの利用区分がどう変更したのかを平成29年度でわかれば書きますけれども、今のところはわからないので平成16年と同じような数字を入れ込んであるということであって、余り基地の何に使われるのかというのは、その辺はここで議論すべき内容ではありません。

○前田政明委員 私は何に使われるのかということは言っていないんですよ。ここに書いてあるのは、4ページの嘉手納飛行場より南の6施設・区域の返還方針が示されている。これらの返還による駐留軍用地跡地については良好な云

々というのはこれでいいんですよ。だけどかわりに出す、いわゆる県内移設をして提供するところがあるわけでしょう。そういうことは全く無視ということで理解していいんですよ。

**○上原良幸企画部長** 無視といいますか、要するに農用地が提供されればそのまま農用地として基地はその分がふえるということです。基地としてふえるわけではなくて、あくまでも用途にわたるわけですから。

**○前田政明委員** 私が言いたいことは、都合のいいことだけ書いて議論をしているけれども、2プラス2の流れの中で、SACO合意の中でほとんどこれは県内移設であるわけだから、14ページの港湾関係がどこかなと思ったら、港湾等の公共用施設等が増加するものの、森林農用地、宅地等への転換による減少が見込まれ、1万5363ヘクタールということになると、4ページとの兼ね合いの中では、浦添地先の港湾施設ということになるのかわからないけれども、そのところはどうなりますかという、いわゆる港湾用地はふえるということだけれども、具体的には書いてはないんだけど、この辺のかかわりが出てくるんじゃないですか。港湾関係はどこなのかと見たら14ページにしかないものだから、港湾等の公用・公共用施設用地等が増加するものの森林農用地、宅地等への転換による減少が見込まれると。だから港湾等の公用、公共用施設が増加するというのが大体どういうところなのか。

**○下地喬土地対策課長** 個々具体的にどの港湾がどのようにという考え方をこの中に盛り込んでいるわけではありません。トータルとして港湾とか道路とか、あるいは空港とかで、具体的に言えば港湾というのは一つの公共施設という考え方で、道路だけは利用区分の中に抜き出しておりますが、港湾とか空港というのは12ページの利用区分の中では、すべてその他というところに、いわゆる公共用地とか、そういうものについてはその他に区分されるという考え方です。

**○前田政明委員** 私が指摘したかったのは、2プラス2と書くならば、名護市辺野古地区を含めて、北部地域への基地の集中化という形で、用途が先に書いてある沖縄県の原生的な自然地域等を核とする生態系を踏まえてとか、そういう意味では国際自然保護連合を含めて、国際的にも生物多様性国際会議が2010年に名古屋市で開かれる。そういう動いた生の状況からしたら、全く絵にかいたもちとか、そこに書いてあること自体がすべて否定されるようなことを先ほど企画部長はそのとおりですということでしたから、そういう面では僕は

反省といいますか、本来の貴重な原生的な自然地域などを守る場合は、そういう上位であるならば今の事業も改めて見直すとか、そういう方向に行くことを期待して聞いたんですが、基地の問題もいろんな絡み合いの中で県内施設ということで、実質的には基地の負担が減らない、集中化という面での国道、沖縄県の用途というよりも、軍事基地としての強化が含まれている流れが都合よく書かれているということだけ指摘しておきます。それで、あとは5ページの土地利用ですけれども、都市構造や集約型都市構造などを視野に入れ、環境保全云々とありますが、土地の高層化で新都心地区の100メートルを超えるような高層ビルとか、皆さんが言っている都市の市街地の再開発等による、19ページの産業、土地利用の高度化というものは、土地利用の高度化、高層化というのは、どの程度を想定しているんですか。

**○下地喬土地対策課長** 建物の高さに対して具体的に何十メートルとか、あるいは容積率の問題を何パーセントにするとか具体的な想定を持っているわけではないんですが、やはり市街地の中でも遊休化している、あるいは利用はされているが低利用というか資材置き場や原野になっていたり、あるいは原っぱで駐車場になっているとかいうことについては、やはりある一定程度の有効利用、そのときに一定程度の中高層の建築物とか容積率の問題等を含めて、やはり一定程度の土地利用をするべきじゃないかという考え方を持っているということです。

**○前田政明委員** 6ページで、農山漁村のところ、二次的自然としての景観、県土の生態系ネットワークを構成する生態系の維持・形成を図るとともに、都市との機能分担や交流・連携を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ると。これは具体的にはどういうイメージなのか。

**○下地喬土地対策課長** 農山漁村につきましては、特に農地、森林等、全く原生的な自然、手が全く入らないところが森林等にはありますが、そうじゃなくて、農地につきましては一定程度人間の手が入って構成をされている。そうはいっても都市地区のように全く自然が残されていないという形にはならない。そういったことを二次的自然という形でとらえております。その二次的自然につきましてはどうしても都市の住民が、最近では農地が遊休化しているとか、農耕放棄地がかなりの数出ているということになりますと、都市の住民がそれを利活用したり、そういったものでの交流を図っていくというものが出てきますし、もう一つの土地の中での考え方として、土地の中にある農地を集約化して

いって、いわゆる有効な利用を図っていくという形で、農地と農村、あるいは農山漁村との交流、連携という形で考えています。

○前田政明委員 エコツーリズムとかグリーンツーリズムとかいろいろありますが、そのような理解でいいですか。

○下地喬土地対策課長 それも一つの形態ととらえています。

○前田政明委員 下の、自然維持地域ですよね。野生動物を含めて多様性と。先ほどもありましたがそういう面からすると、改めて時の流れの中で今の計画を見直すべきだと。そしてそういう方向でやるべきだということを皆さん書けないんですか。

○上原良幸企画部長 計画は具体的な計画だと思いますね。沖縄市泡瀬地区埋立工事とか林道工事という話だと思いますが、個別の計画の見直しを書き込むという趣旨の、あくまでもあるべき姿ということで、個別にこういうのがあるからどうだということは、この計画では書けません。

○前田政明委員 そういうことじゃなくて、世界自然遺産登録とか、県政の目指している方向が抜けているということなんですよ、全体で。何を目標にするのかと。世界的な流れは生物多様性の問題、環境を守る、エコを含めて農業も連関する、地産地消、そういう流れの中で何がかなめかという、琉球列島を含めてこのよさをしっかりと守ると。そういう面での沖縄県の国土保全、県土保全という意味からすると、自然環境が劣化している云々という流れなんだけど、自然を維持する流れとして沖縄全体を位置づけられていないというのが、利用計画の流れの中でなぜ出てこないのかなと。今個別のことを言っているんじゃないですよ。自然維持地域、利用計画の流れの中で、整合性として言葉として出てこないのですか。

○上原良幸企画部長 繰り返しますが、これは望ましい土地利用のあり方ということの規定しているわけでありまして、世界自然遺産登録とかいろいろ政策的なことが出てくれば、逆にこれを引用してそこに出てくるのがいいんですが。上位計画とはそういうことなんです。ここに理念を書いています。それを何かをやるときに、国土利用計画に書かれているじゃないかというので引用するのはいいんですが、この中に具体的に取り上げると、これは上位計画たり得な

いということです。

○前田政明委員 だから反省が必要と思うんですよね。見直しなんだから。自然破壊をしてきたらこういうことを繰り返してはいけないと。自然を守るなら守ると。私が言いたいことは当事者としての反省がない。今までのことは関係ない。新しいものは書く。それに基づいてそれぞれが理念化したらいいと。しかし具体的には逆で、次の森林のものもそうですよね。エコツーリズムの高まりといった多様な県民的要請に配慮しつつ、適正な利用を図る。さらに自然性の高い森林や貴重な動植物云々といえ、当然泡瀬地区や基地の問題、その他を含めて自己否定になるわけですよ。そういうものが書けなかったら書けないなりでそういう状況なんだけど、沖縄県の現状は全国でも一番埋立面積からして、後で沿岸、海辺の問題とかでは、国際的にも沖縄の自然は破壊されている、極めて危ないと。それを踏まえてこの再生のためにこういうことが必要なんだという書き方ならまだわかるが、全く関係のないかのような、当事者でないかのような書き方になっているんじゃないですかということが、森林その他読んでいると。どうですか。

○上原良幸企画部長 個別にこれが完成したからどうのこうのじゃなく、当然過去を検証して改めて趣旨をきちっと書いてある、ここに書いてある内容は皆さん納得していただけたと思いますが、当然過去を検証した上で書いているわけで、個別具体的に反省があって云々ということをあえて書く必要もないと。当然検討した上でこれができ上がっていると考えています。

○前田政明委員 7ページの水辺の問題もそうですけれども、沖縄の自然のよさというのが破壊される方向でどんどんいきながら、それに対しては何ら具体的な方向転換を計画の方向として書いていないのは非常に残念でなりません。次に行きます。9ページ、市街地のはさっき再開発で聞きましたが、余り高度化利用というよりも、余り高層じゃない、児童公園や子供たちも伸び伸びと遊びながら、地域に緑もあって、文化施設もある、福祉施設もある。そういうみんなが寄り合うようなまちづくりがいいんじゃないかなと。新都心地区を見ていたら、隣近所とかは、当初抱いていたのと全然違うんですね。なるべく住宅地は50坪以上ということをやったりしていますけれども、今は隣にだれが住んでいるのかわからないというような人間疎外と申しますか、そういうまちづくり、再開発というのはよくないなと思います。そこは沖縄的に工夫する必要があるなという問題意識は述べておきます。それで、その他の公用、公共用地施

設の問題ですけれども、災害時における施設の問題として、これは耐震の問題、地震の問題などについては、耐震用施設の問題、その他について、これはとりわけ単なる一般的な災害の問題としてなっているのでしょうか。

○下地喬土地対策課長 具体的にいわゆる地震のどうのこうのということまではわかりませんが、公共用施設をつくるときには耐震用でどれくらいのものをつくるということは具体的には言うておりませんが、少なくとも道路にしても、公園にしてもそうですが、例えば道路で電線が地上でやっている。それをできるだけ地中化することによって、災害を多元化することができる。すなわち何か事が起こったときに別のものにかかわることができる。あるいは避難道を確保することができる。そういった形で災害に対して防止していく視点だけではなくて、もし災害が起こったときにできるだけ少ない被害で済むような形はどうかという考え方も述べているということでございます。

○前田政明委員 地震の問題で、前に阪神淡路大震災が起こった、直下型地震を含めて、この沖縄県でも琉球列島の周辺は琉球海溝を含めて、統計的には地震が大変多い。だからいざという場合にどうなのかという面では、公共用施設を含めて、本当に万が一の地震の問題を含めて耐震化の問題については、台風やその他については生活体験上わかりますけれども、やはり琉球大学の専門家の先生からしても、琉球海溝を含めて直下型地震は海底地震が多いだけ、本当に回数としては多いというような形で、公用、公共施設の耐震性といいますか、災害から守る場合の拠点づくりというのが、個別政策であるかもしれませんが、そこを大変危惧するんですけれども、そういうのはどこを読めば災害の問題を含めて、県土の利用として安全に県民が暮らせる方向というのは出てくるのでしょうか。

○下地喬土地対策課長 耐震性の問題について、当然先ほど前田委員がおっしゃったとおり、これから重要な問題というのはある程度認識しておりますし、当然具体的にいわゆる各公共施設、公用施設をつくっていくときに、当然の話として一つの行政上の指針ですから、こういった国土利用計画というものを踏まえて、それぞれの中で地震だけでなく台風も含めた防災あるいは減災という考え方をもって、今後も公共用の事業を進めていくということになると思います。

○前田政明委員 9ページの沿岸域ですが、これは多様性に富むサンゴ礁が発

達している。また海岸線には白い砂浜が広がり、青い海と相まって世界有数の海岸景観を誇っている。広大な海域に散在する多くの云々とありますが、サンゴ礁ですが、これは県土を守っている。タイでしたか、大地震が起こったときでも乱開発の中でサンゴ礁が白化していて、サンゴ礁その他が乱開発にあう中で極めて大きな被害があったという報道もされていましたが、サンゴ礁というのは沖縄県の地理的な要件からして、これは国土保全の大前提として、このサンゴ礁が沖縄県を守っていると理解しているんですけども、このところは沖縄県の存亡にかかわるものになるのではないかと思いますけれども、この辺を読んでいると、位置づけが弱いんじゃないかという気がするんですけども、そこはどうなのでしょう。

**○下地喬土地対策課長** 前田委員がおっしゃるとおり、サンゴ礁の重要性あるいは大事さというのは認識しているつもりでございます。その中でもサンゴ礁と言っておりますが、トータルとして海岸域いわゆる沿岸域には白い砂浜が広がっています、青い空が広がっていますよと、それはサンゴ礁の結果としてのものがございますし、それからいわゆる沖縄県の動植物、あるいは伝統行事、例えばハマウイとかそういったいわゆる伝統行事、文化行事というものが常に沖縄県の沿岸域と絡まっている。サンゴ礁で構成された沿岸域と絡まっているということは、私どもは認識しているつもりでございます。そういう意味からは、当然の話としてサンゴ礁についても、やはり貴重な資源として保全をしていかなければならないと考えております。

**○前田政明委員** 19ページですが、森林の管理ですが、森林の問題も林道問題を含めて、かなり違うなということを指摘して、あと20ページの先ほどありました生物多様性の問題もジュゴンの問題を含めて、本当に書いていることと、理念的な反省がない流れの中で保障がないんじゃないかという気がします。22ページの工業用地、その中で質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進めるとありますね。皆さんの今度の予算でも埋め立ての関係で予算が厳しくなっている。それで下に書いてある特別自由貿易地域、その他もこなせないということで、特別自由貿易地域の要件に該当しないものを皆さんなりに知恵を出して誘致するとなっているんですけども、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進めるというのはどういうことなのでしょう。

**○下地喬土地対策課長** 工業用地につきましては、まだまだ過去に埋め立てをしてそれがうまく活用されていないという部分が幾つかございます。したが

まして、いわゆる適地工業用地として整備されていたところをさらにそれを活用していく形をまず第一義的にとりたいなということで考えております。

○前田政明委員 工業用地として用途をかえるということなんですか。

○下地喬土地対策課長 過去の埋め立てた用地の中で、工業用地として適地であるということで、利用区分上やられた場所があります。現在は遊んでいる一遊休地というのは、当初は埋立計画の中で工業用地として計画を、仮に5ヘクタールやったんですけども、3ヘクタールしか活用されていない。それでは残りの2ヘクタールについては今の現状はどうなるのかというと、これはその他という形になってしまうんですね。遊んでいる土地という形で。ですから工業用地をふやしていくという場合には、その他で遊んでいる工業用地適地といわれたものを再度活用していった工業用地として使っていきたいと思いますという考え方です。

○前田政明委員 これはかなり個別的ですよ。これはどこですか。

○下地喬土地対策課長 中城湾港新港地区と考えております。

○前田政明委員 これは企画部長が言っていることとは違うよね。かなり個別的なメニューを入れていて、そういう面では苦し紛れというか、かなりの環境破壊、そして採算性の合わないものを進めてきた流れの中でのもので、しかしこれは低コストで手に入るんですか。かなり採算性を含めて大きな問題になっているのに、質の高い低コストというのは根拠は何ですか。

○下地喬土地対策課長 できるだけ利活用を図っていくということで考えておりまして、我々の国土利用計画の中での考え方を踏まえて、それぞれの個々具体的な事業計画というものが立てられたらという期待も含めております。

○前田政明委員 答弁になっていませんよ。質の高い低コストの工業用地は限られているんです。先ほど言った中城湾港だというなら。これは経済的合理性を含めて、かなり土地も安く、40億円くらい含めて限定的に費用効果を計算して下げて売っているでしょう。そういう流れの中でも使われないからやるとしても、これは低コストと言えるのか。僕は質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進めるという、この低コストというのが、この表現は県民だましと

どうか、事実としては違うんじゃないですか。この採算性を含めて、ただでもらえるとかそういうものでもないし、これまでお金がかかっているわけだから。それが採算が合わないわけだから。それがなぜ低コストになるんですか。

○上原良幸企画部長 これからの産業というのが、莫大な設備投資ができないという中で、これからそこに計画をされているのはIT津梁パークであるとか、行政もかなりてこ入れしてやっていくとか、あと賃貸工場、これからどういう計画があるのかはわかりませんが、とにかく時宜を得るためには低コストのものを呼ぶしかないという時代状況、背景だと思っていただければと思います。

○前田政明委員 特別自由貿易地域を含めて、さっき言った事後総括がないんですね。今のものをそっと入れているけれども、これは実際に埋立方式で、環境破壊をやってきて、採算性も合わない。そういう流れの中でやむを得ずこれを持ってくるということで、特別自由貿易地域に該当しない中で一般工業地域と同じような形で対応せざるを得ないということはやってはいけない。公共工事やその他をやる場合でも、用途の問題、その他各地域の問題を考える場合でも、国土利用を考える場合でも、そういう経済性、合理性、そして本当に採算性を含めて、自然環境を守る。そして住民の合意を得る。また時の、時代の流れの変化に応じて、効率的な住民福祉の立場から検討し直すという形で、この間の沖縄県の県土利用のあり方の実態の分析と反省、それに基づいてやらないと実効性のあるものにならないなという感じを持ちました。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第32号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

午後0時1分 休憩

午後1時22分 再開

○當間盛夫委員長 再開いたします。

午前に引き続き審査を行います。

次に、企画部関係の陳情平成20年第44号外20件の審査を行います。

陳情平成20年第150号を除く20件について、企画部長の説明を求めます。

なお、陳情平成20年第150号につきましては、知事公室と共管になっておりますので、前定例会と同様に、知事公室関係の陳情審査のときに一括して審査を行いますので、御協力をお願いいたします。

また、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

上原良幸企画部長。

### ○上原良幸企画部長

企画部に関する請願及び陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会請願及び陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、目次の1ページから2ページにかけまして、陳情の一覧表がございます。企画部関係の陳情につきましては、継続の陳情が19件、新規が2件となっております。

継続審議については、経過・処理方針等に変更がございませんので、説明を省略させていただきます。

また、20ページの新規陳情第15号水産海洋研究センターの糸満市喜屋武地域への早期移転整備に関する陳情についても、18ページの第165号及び19ページの第196号と経過・処理方針等が同じですので、説明を省略させていただきます。

次に、21ページをお開きください。

新規陳情第38号（仮称）沖縄県警察運転免許センター隣接地（未公募区画地）への協会用地取得に関する陳情について、御説明いたします。

豊見城市地先開発事業は、豊見城市の与根、翁長地先の公有水面約160ヘクタールを埋立造成することによって、産業用地、住宅用地及び道路用地等を確保し、産業振興、南部地域の交通渋滞の解消を図ることを目的に実施しております。

埋立地の分譲については、沖縄県土地開発公社が臨空港産業用地、商業施設用地について選定を行っており、都市開発関連用地については、豊見城市が市内企業の移転再配置の観点から選定を行っております。

社団法人沖縄県自動車教習所協会が、事務所の移転用地として希望している豊崎タウンの土地は、土地利用計画上、都市開発関連用地に区分されます。

当該土地の売却に関する手続は、豊見城市において公募し、豊見城市豊崎地区都市開発関連用地事業者選定委員会において選定されることになっております。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針の説明を終わります。  
御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 企画部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情の番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

島袋大委員。

○**島袋大委員** 今言った陳情第38号ですけど、確認したいんですが、あくまでも豊崎地区に関して、豊見城市が、都市計画もろもろ考えてやっている事業でありますので、陳情の趣旨を見たんですけれども、これはあくまで豊見城市が公募ですので、こういった形でまち並み構想形成考えてやるという判断でいいんですよね。県がどうこうという形ではなくて、豊見城市が独自で考えていることですから、それに任せるっていうことで理解してよろしいですか。

○**上原良幸企画部長** そういうことです。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、本委員会所管事務調査事項総合開発・地域振興についてに係る国境離島対策についての審査を行います。

ただいまの議題について、企画部長の説明を求めます。

上原良幸企画部長。

○上原良幸企画部長 離島の振興について、2種類の資料を配付しておりますが、資料1に基づき、御説明申し上げます。

資料の1ページをごらんください。

離島の振興につきましては、沖縄振興計画及び新沖縄県離島振興計画に基づき、離島地域の自立的発展のための基礎条件の整備や本島地域との格差の是正に向けた交通・通信体系の整備、生活環境施設の整備等の推進のほか、地域の優位性を生かした産業の振興、多様な人材の育成、離島観光の振興等を図っているところであります。

また、離島振興計画の特徴として、離島地域の不利性の軽減に加え、離島の優位性を積極的に評価し、それを伸ばしていく取り組みを重視しております。

離島振興のために投じられた事業費は、昭和47年度から平成13年度までの30年間で、2兆1331億円となっております。

また、平成14年度から19年度までの事業費は、概算で4701億円となっており、復帰後に離島振興のために投じられた事業費の総額は、2兆6032億円となっております。

これは、復帰後から平成19年度までに投じられた沖縄振興開発事業費8兆3211億円の約31パーセントを占めております。

具体的な離島振興のための施策としましては、予算関係で、平成20年度の主な事業費を見ますと、公共事業では、空港整備関連事業約103億円、県道整備事業約59億円、南大東漁港建設事業約70億円などが計上されております。

非公共事業では、離島航路補助事業（運営補助）約2億円、石油製品輸送等補助事業約8億円、先島地区地上デジタル放送推進事業約3億円などが計上されております。

特に、平成17年度に内閣府において美ら島会議が設置され、沖縄離島活性化特別事業を創設したところであります。これにより、一島一物語事業や人材育成・専門家派遣事業など、離島地域の特性を生かした活性化の取り組みを推進してきたところであります。

制度関係では、高率補助及び県上乗せ分、税制特例、過疎・辺地対策事業債など、離島振興のための優遇措置がとられているところであります。

離島地域の主な課題としましては、人口の減少や高齢化の進行による活力の低下、農漁業の担い手の不足、流通コスト低減や安定出荷体制の整備、交通・通信基盤の整備、水の安定供給や供給コストの低減、廃棄物処理対策、医師・看護師の確保や救急搬送体制の整備、豊かな自然環境の保全などとなっており、県としては、引き続き、これらの課題の解決に向けて積極的に取り組んでいるところであります。

以上であります。

○**當間盛夫委員長** 企画部長の説明は終わりました。

これより、国境離島対策について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○**照屋守之委員** 30年に2兆1331億円ということですね、新石垣空港とか伊良部架橋とかいろいろ課題があって、かなりそういうふうな投資をして整備をするわけですが、昨今いろんな自然とかという問題提起があって、先ほどの委員会でも少し問題提起しましたけど、離島の振興を図っていく、同時に今ある自然環境をどうやって守っていくとかというふうな非常に今厳しいテーマがありますね。沖縄本島も含めてですが、便利にしていく一方では、自然をもっと守っていけという論法がある。その中で離島振興をしていく上でですね、どうやって整合性をとってやっていったほうがいいのか、我々もいろいろな問題提起があると、余りやれやれと言わないで、逆に予算を削って、そういうふうな部分をまだ残したほうがいいんじゃないかという議論をしないといけない状況にあるのか、執行する側はどう考えていますか。

○**上原良幸企画部長** 離島の魅力の一つは沖縄本島以上に自然景観等、離島を取り巻く環境だと思っておりますけれども、より尖閣諸島の保全、創造含めて、沖縄本島以上に取り組みなくてはいけないと思っておりますけれども、同時に今おっしゃられたいろいろな基盤整備がおくれている分野がありますと。空港、港湾含めてですね。それも必要ですよということですから。当然、オアではなくてアンドと言いますか離島が魅力あるものにするために、来ていただいてですね、世の中の方に魅力を発進するためにも、そういう基盤整備、情報関係、交通関係とかは当然必要であると。その折り合いをつけていくということでは

けれども、やっぱり一義的には地域住民の方がどう考えるか、余り沖縄県のほうでどうこうということではなくて、一義的には地域住民の方の選択というのが、僕は一番重要だと考えています。

**○照屋守之委員** 新石垣空港にしても伊良部架橋あるいは南大東村の漁港、県営のかんがい排水、すべて自然とのある意味ではどうしたものかというのはそれぞれの事業がそのテーマがあるわけですよ。それぞれの御指摘のように地域がどう考えるかというふうなことだけど、逆に周りからの指摘もありますよね。それぞれの地域じゃなくて、そばからこれは大事なんじゃないですかという、その地域は求めているも周りからそういう問題提起があって、やるとこれはこんなんでもいいのかなとかってことが出てきますよね。我々審査する議会として何をこれから物差しとして、例えば自然をとるのか、そういう地域の問題点を解決するものをとるのかっていうふうなものがですね、非常に最近難しくなっているような感じがするわけです。結局新石垣空港あたりでもそういういろんな反対もあったりとかっていうふうなことが現実的にあるわけですよ。ここをどうお互いがそういう離島の振興を予算づけをしているいろいろやっていく、でそれは当然自然もある意味では壊さざるを得ない、そこをどこまでお互いが容認してやっていくかってのが非常に大きなテーマとしてあるんですけどね。予算づけとか地域の理解とか、その辺を今後どうやっていくかということです。執行する側としてはどういうあれですか。あくまで地元がよければいいという考えですか。

**○上原良幸企画部長** 地元がよければいいということではなくて、例えばおっしゃいましたけれど、一度も来たことがない人がここの自然を守れとか、県がやれと言っているというような部分がなきにしもあらずだと思っておりますよ。そういう意味で選択は地域がやるべきということを申し上げたのであってですね、そのための情報の提供といいますか、いろんなところ見てもらって、実際どうなんだと、きちんと判断できるような認識を地域の方々に持ってもらった上で、それを一事業を進めていくと。そのために情報提供含めて、県もいろんな形で機会をつくっているし、提供しているということだと思います。

**○照屋守之委員** そうは言ってもそれぞれの地域は、はいいいですよと言っても、そのそばから自然に対するものとか、環境に対する反対というのがあるわけですよ。ある程度その辺は無視してやっていくのか。地元はこれがいい、ぜひやってほしいということでもやるけれど。今の世の中いろいろな情報がある

から、あっちこっちから、本土から来るわまた市町村から行くわ、そういうような形で、やはり自然はどうのこうの環境はどうのこうのっていう問題提起がされるわけですね。その辺の整合性をとるのが非常に難しいなということがあって、これがひいては今後の離島振興とか離島に対する施策、自然、環境、多少は不便でも我慢したほうがいいんじゃないのとかっていうふうなものもね、逆にやったほうがいいのかどうかというふうなことを今非常に考えるわけですよ。みんなそうでしょ。自然が大事、環境が大事、あれやめろ、これやめろという話ですからね。そうすると伊良部架橋というのはこんな大金をかけてね、あんなに自然を壊してつくる価値があるのかどうか。地域はもちろん求めているけど、全体のそういうふうな自然環境とかそういうものからすると、それはいいのかどうか。あるいは新石垣空港に対しても全く一緒ですよ。ですからその辺を、どういうふうにしていくかなというふうなことが非常に私の中にもあって、執行する側もこれだけ離島振興なり、2兆円余りをかけてそうやりはしたものの、改めてそういうふうなものが、それぞれの地域とかあるいは外から見てもそれでいいのかというふうな評価があるのかっていうふうなことがですね、今あってですね、やっぱりこの評価については、この分けたものについては、それぞれの離島地域あたりは、その分の評価はしているんでしょう。どう思いますか、これだけ投資してやって。

**○上原良幸企画部長** 当然にこれまでやってきた事業の評価ということですよ、今ね。当然やっていただいていると確信して、それで、我々行政は継続してやっているわけですから。

**○當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。  
新里米吉委員。

**○新里米吉委員** 離島振興、ここに上がっているものこれからやっていくってことですから、県議会でこれに反対という話は一度も出たことはないと思います、どこもね。一番大事なことは、私たちが、今後開発をしていくときに、非常に重要なことというのは、よく言われている、そして県も文書に書いてあるような持続可能な発展、それは何かというと、自然も大事にする、そういう中での開発でないといかんと。開発のために一方的に自然破壊になってはいかんと。こういう視点だと思うんですね。だから、極端な議論はお互い県議会で余り好ましくない議論の仕方になるし、そういうことでは、場合によっては立ちどまって考える場合も起こり得るわけですよ。それは何かというと、よく、今

は問題になってきている、近畿一円の知事たちが保守革新を越えて一緒になって、このダムはもう意味がないと、意味がないのに最初計画したからつくるのかと。こういうようなものも出てきたりするんでね、それは、20年前と現在とは違ってくるとか。で、そういうときに当初計画したから、何が何でもやってしまえということにするのか。いや今見てみたら、やっぱり、これは好ましくないなといったらやっぱり立ちどまらないといかん。こういう行政の視点、姿勢というの、今求められてくる時代だと思いますね。ですからそこら辺をよく見ながら当然そういう工事をするときも、自然破壊がひどくならないようなことを常にチェックしながら進めていくという姿勢が、行政側になお一層求められてくると。そういうことが大事ではないかと思うんですが、そこら辺はどう見えています。

**○上原良幸企画部長** 今の話の背景となるのかちょっとあるんですけど、例えば、今までというのはいわゆる国からの補助事業を執行していますと。オールジャパンのやり方ですと。沖縄だったら、例えばその同じ道路整備をするにしたらですよ、何て言いますかね、もっといわゆる赤土流出防止対策を含めてですよ、そういう使い方がですよ、少し自由度があるようなものになっていくとかですね。つまりところは税源を国から移譲してもらって、県みずから適宜判断して、この事業はあれだと。とにかく国がつけたからどうこうじゃなくて、みずから事業を計画してですね、やっていくという流れは間違いなく来ているわけですから。当然責任も伴いますけれども、選択した責任はですね。そういう事業の中では、当然今言われたようなことは、事業執行の大きな判断材料といえますか、決定要因になると考えています。

**○當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。  
前田政明委員。

**○前田政明委員** 離島振興で前提として、やはり今問題になっています医療・福祉の前提ですね。私も久米島病院の医療事務組合の議員を4年間させていただきましたが、やはり、観光客が来るにしろきっちりと医療体制があると。そういう面では、何よりも離島地域において、命の平等という面で、国土保全の立場からも、過疎化にならないという意味では、そこでちゃんと医療が受けられる。そして老後もそこで特別養護老人ホームや、また必要な社会福祉施設があつてですね、受けられると。願わくは高校でもですね、本当は、それなりの範囲で父母負担がないような形での問題とかね、そういうソフトの面で

すね、そのこのところの離島振興という場合に非常に気になるのは、そういう命の安全と申しますか、医療・福祉の充実というのが、僕は本当に重視していないと、過疎化とか、その他の大きな要因になるんじゃないかと心配しているんですけども、そこはどうでしょうか。

**○上原良幸企画部長** 全くおっしゃるとおりで、命にかかわる最低限のところからですね、整備して、それが離島とか過疎地がおくれているということにつきましては、実態としてあるわけですから。できる限り、何というんですかね、生活の最低限のといえますか、最低限守らなきゃならない基盤についてはですね、今言った医療・福祉を含めて守っていくことが当然行政の責務だと思っております。

**○前田政明委員** 県議会議員になって与那国島とか多良間島とか行かせていただきましたけど。多良間村に行った場合でも、高等学校に入学させるだけでも、大学と同じように牛を売ったりとか、100万円以上かかると。そういう面では、学ぶためにも、すごい負担だなと思ったんですよ。だからそういう面では離島に住む子供たちが、しっかりと将来の展望が持てるためにも今の父母の負担の状況からして離島振興という場合に、人材育成と、このハードの部分だけじゃなくて、本当に生きているそこに住んでいる人たちがどういうふうにして、生活ができるかという点の視点が、僕は非常に大事じゃないかなと。だからそういう面でいろいろな開発、土木関係、いろいろありますけれど、非公共事業という場合も、ここでちょっと見ましたら、久米島公立病院の、中身はありますけど、くどいようですけど、このこのところの位置づけというのは離島振興の立場から予算的措置だとか、それから離島で学ぶ子供たちに対する助成の問題とか、そういうところに対する予算措置というのか、特別のそういうものも離島振興の中で、しっかりと位置づけるような方向をですね、しないといけないんじゃないかと痛感していますけれど。同じ質疑になってますでしょうか、ちょっとその辺答えていただけませんか。

**○上原良幸企画部長** うちのチーム、ユニバーサルサービスということですね、できるだけ、何ていいますか、格差が生じないようなということで、よりこう、生活に密着した部分については、できるだけ、格差のないようにということをやっています。ただ、じゃ実際これを充足できるかといいますと、どうしても先立つものといいますか、財源が大変限られてくると。特に沖縄県の場合は自主財源あるいは一般財源が少なく、なかなか手当てが

できないという現状があるわけですから、これから、繰り返しますけれども、財源を、税源を委譲していく流れはあるわけです。そういう問題についても、ある程度選択の手段の1つとして検討していけるような仕組みができてくると思ってますし、今回補正予算で、補正予算はほとんど交付金事業でした。補助金じゃなくて、ヒモつきじゃなくて、それがありましたから、医療の器具をですね、あれは、10何億円かけましたし、単なるハードだけの整備じゃなくて、道路の清掃とかですね、道路標識を英語にするとか、いろいろな使い勝手のあるような事業が出てきました。流れは当然そういう地域で、地方で、何ていいますか、事業の優先度を選択して、それにみずから財源を充てていくという流れが出てきているわけですから、今現在なかなか厳しいところがありますけれども、間違いなくそういう方向に向かっていると。地域が責任を持って選択して、優先度の高いものにどんどん予算をつけていくという流れの中で、そう問題についても、解決を図っていきたいと考えております。

○前田政明委員 同じようなことなんでしようが、私は、いわゆる有人離島含めてですね、例えば出産の場合でも、助産師がいるとか、何らかの形で人生、人間として結婚、出産、その他保育園、幼稚園とか小学校とか、そういう人が住む基盤として、開発も、それはそれなりのものも求められるかもしれないけど、今本当に緊急に思うのはセイフティーネットですよ。だからそこをしっかりと位置づけなければ、どんなに橋梁みたいに土木事業をやっても、そこに人が住めなければいけない。そういう面では、私たちは合併は余り推進しないほうが良いという立場なんですけれど、結局合併して離島のそれぞれ島にいる公務員なりが減らされると。そういうことで最も有力な子供たちの就職の場所が減らされるとか、そういう面で結局、今の三位一体の改革の流れというのが、僕は本当に離島切り捨て、福祉切り捨てというところで、特に沖縄の場合含めて来ているわけで、そういう面では、本当に地方自治、団体自治、住民自治という立場から見た場合に、繰り返しますけど、離島でどう生活を保障するか、そうするとさとうきびの問題とか、企画部長はあれだから繰り返しませんけど、そういう基幹作物の保障そして価格補償とか、それから漁業にしろ、そういう地場産のものも含めてという面で、私が言いたいことは、そういう意味での、今ちょっと説明聞いたらハードの面がいっぱいあって、実際行事はそこに住む人たちの生活の実態というのがどうなるのかなというのがかねがね気になっていて、そういう意味では離島に住む人たちの交通の手段の問題とか、それから通信の問題とか、それぞれ改善されていって、インターネットの中で情報の共有ということでは進んでいるかもしれませんが、ぜひ離島振興という意味で

はですね、戻りますけど、県立病院のしっかりした確保、そして診療所に対する目配り、なぜ私がこう言うかといいますと、多良間村ですね、住民からレントゲンが古くなってもう使えないと、これを何とかかえてくれということで、僕は簡単に言ったら、なかなかね、何十年も同じようなものでと、今度かえられるかどうかわかりませんが。そういう面では、離島苦というのか、医療苦というのか、本当にそこで住むこと自体が大変だなと。そういう面では、何ていいでしょうか、もう終わりますけれど、やはりソフトの面、人間が住む生活のサイクルがないと過疎化して結局は有人が無人になると。そうすると、国土防衛上も領土保全という意味からは大変厳しくなるんじゃないかな。だから離島などを担当している病院長などが、県立病院の充実、診療所の充実こそ、国土防衛の、安全保障の、かなめなんだと。そこで医療・福祉がなくなって人が住めなくなるとね、これはもう、それこそ無人化するんだということを言っておりましたので。あとはきょう時間がありませんので、きょうも資料を十分見ておりませんが、離島振興の立場では基幹産業、農業漁業含めてですね、頑張っていたきながら、それから交通の不利益に対する補助助成、そして何よりも子供たちの福祉の問題とか、老後になっても特別養護老人ホームやそれなりに住みなれたところでちゃんと人生を終わることができる、こういう当たり前のことができるような施策をですね、ぜひ重視して目配りしてほしいなということですが、いかがでしょうか。

**○上原良幸企画部長** 先ほども言いましたように、基本的なところはぜひ整備していくと。それで結果としてハードが中心となっておりますけれども、説明しましたように平成17年度から人材育成含めたソフト面の施策もだんだん充実してきておりますし、それからやっぱりこれから考えなければいけないのは市町村も、離島の市町村ですけれども、今回交付金事業、先ほど話ししました、交付金事業も離島に関してかなり手厚く配るようになってきています。ですから離島の市町村の、また市町村のですね、本当にその住民を直接的にあげる市町村がですね、面倒を見ると。でそのために市町村にどんどん財源も、特に離島のような厳しいところにはやっていくということが必要ではないかということも、当然プロセスとして踏まえながら、最終的にはこれから小規模市町村、離島の小規模市町村については、今東京都の、東京都というか地方制度調査会というところで議論をやっておりますけれども、そういうようなものを見ながらですね、離島の振興については引き続き県政の重要な課題として積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。  
金城勉委員。

○**金城勉委員** 離島振興のための各種政策の中にですね、先島諸島の地上デジタル放送の推進事業がありますね。これの進捗状況、見通しを御説明ください。

○**上原良幸企画部長** 宮古、八重山地域につきましては、今年度内にはですね、放送開始ができるという状況になります。問題は南北大東村ですけれども、これにつきましても、できますれば平成21年度にも調査といいますか、入れましてですね、若干費用負担の問題、NTTとの関係等ありますけれども、ある程度、方向が見えてきたのかなど。ですから、2011年には可能な限り間に合わせる方向で協議を進めている。ですから、南北大東村以外はほぼ完成ということでもあります。

○**金城勉委員** 今の南北大東島についてはどういう手法、技術的なものを検討されていますか。

○**上原良幸企画部長** 海底ケーブルという方法を検討しております。

○**金城勉委員** じゃあ、問題はないですね。衛星放送だといろいろ不都合があると聞いていたんでね。

それとですね、離島航路の補助というのがあるんですけど、どういう方向で補助率とか、あるいは内容とかを予定していますか。

○**津波隆交通政策課長** 現在、離島航路については、国のほうで審議会を設けてまして、地方からいった補助率とかいろんな改善要望がありまして、それについてはこの審議会の中でそういうこの補助制度の見直しを検討中であります。

○**金城勉委員** 現状はどうなってますか。

○**津波隆交通政策課長** 離島航路につきましては、基本的に航路の赤字のある事業者につきましては、国と県、市町村、三者の協調によって、協調補助で全額、赤字補てんをします。そういうシステムになっています。

○**金城勉委員** これは今見直しの検討中ということですが、どういう方

向で検討されていますか。

○津波隆交通政策課長 補助の指定を受ける要件を広げたり、また今基本的に補助の形として、国は標準的な経費という形で国のほうで基準を示して、その基準に沿ったものでなければ補助の対象にはしないと、そこがいろいろな離島の実態に合わないとか、そういったいろいろなことがありまして、いろいろな面で離島の実情に合わない部分をですね、ちょっと見直していこうというような形になっていると聞いております。

○金城勉委員 今、麻生政権で高速道路料金の低減というふうなことが全国的になされているんですけど、高速道路のない離島については、その恩恵が及ばないんでよね。そういう視点から見たときの離島航路のあり方、補助の仕方等々についての議論はありますか。

○津波隆交通政策課長 この高速道路との、そういう引き下げ等の関連でのことについては、ちょっと聞いてはおりません。

○金城勉委員 いや、だから、皆さんのほうから問題提起をするとか、そういう恩恵が及ぶところと全く関係ない、無視されているところ、離島等はてきめんですよね。そういうところを、やはり同じような視点で、恩恵を提供するために、いろいろ工夫、検討すべき事柄はないですか。

○上原良幸企画部長 高速道路との直接的な関係じゃなくてですね、道路財源、特定財源の使い方として、そういう話が、これは党レベルかわかりませんが、検討されるという情報は聞いてます。もちろん我々はそういうことに関して関心を持ってこれから見守っていきますけれども、道路財源云々じゃなくて、それ以前から我々としては、沖縄みたいな離島はやっぱり海上の道というものがあるだろうと。道路延長というのはですね、沖縄は基地もあってなかなか道路もつukれないということで、沖縄全体そのものが道路延長というのが少ないんですよ。ですから、46番目の島根県か鳥取県だったか、そこよりも大分少ない。沖縄は鉄軌道等の恩恵も受けてないのに道路も少ないと、それだけ、交付税も少なくなっているということがありますので、本当にこういう海上の道といいますか、その道路延長の2割ぐらいでも認めるようなものというのは、勉強のレベルではありますけれども、考えたことはありますが、これも地方分権の中で、道州制も含めて、大きな地方自治制度の中でですね、沖縄県は

どのように打ち出していけるかと。交付税制度そのものも復帰のときにですね、沖縄県を前提としない仕組みでつくられていますから。なかなか、あのときにさかのぼって今からやるのはあれですから、そういう地方制度が、地方自治の仕組みが変わる中で、沖縄県として打ち出していかなければならないテーマだと思っています。

○金城勉委員 非常に今大事な視点で、高速道路の提言のことと絡めたんですけども、これは道路特定財源の使い方ということも非常に密接な関係のあることであって、やはり海路というのも、住民生活の足ということからすれば同じことであってね、そういうところからの問題提起をしながら、今後の施策に反映させるような取り組み方というものは非常に重要な問題としてですね、今後の取り組みを期待しております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 離島振興の中で、水の確保という意味では、ついこの間、離島のほうで水が確保できなくて自衛隊の力をかりて、その工事をするんだという話があったわけですよ。その点については皆さんどういうふうにお考えですか。

○上原良幸企画部長 直接的に所管ではないんであれなんですけれども、背に腹をかえられないといいますか、そこまで追い込まれている離島の現状というのをですね、かいま見せてくれたなという感じはいたします。どういう、手段を全部使い尽くしての結果なのか、よくわかりませんが。何ていいますかね、もったきちんとした対応はできなかったのかなという思いはありますけれども。直接所管ではないものですから、はっきりしたことは言えません。

○新垣清涼委員 所管じゃないというお答えなんですけれども、離島振興という意味では、そこに離島の皆さんがちゃんと生活できる状況をつくるのは、やっぱり、県として大事なことだと思うんですね。そういう意味で、そういう水は自分たちで管轄外だというとらえ方ではなくて、道路はどうなっているのか、水はどうなっているのかということは、県政としてやっぱり対応していくべきだと思うんです。そういう意味で、今お尋ねしたわけですよ。

○上原良幸企画部長 当然県政として、どうするかということをお我々は考えていますけれども、ただ、具体的な、何と申しますか、どうするかという施策内容につきましては、道路だったら土木建築部がありますし、水道だったら環境保健部があるということであって、別に所管じゃないということをお強調しているんじゃないかと、そういう認識はありますけれども、具体的な、そういう施策の中身等については、それぞれの部局のほうでという意味であります。

○新垣清涼委員 離島振興という、今とらえ方からしてですね、企画は、やっぱりその中心になるべき立場だと思うんです。そういう意味で、そういうところにも、ぜひ目配り気配りをさせていただいて、そういう地域がしっかりと、その人が住める地域をお応援する、政策を、午前中におあった国土の利用についてもそうですが、そういった目配りをさせていただきたいなということをお希望して終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、国境離島対策についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、乙第25号議案沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部をお改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、警察本部警務部長の説明を求めます。

児嶋洋平警務部長。

○児嶋洋平警務部長 まず初めに58ページ、乙第25号議案沖縄県警察職員の定員に関する条例の一部をお改正する条例(案)について、御説明申し上げます。

地方警察職員の定員については、警察法の規定により、政令で定める基準に従って条例で定めなければならないこととされております。

厳しい治安情勢等を踏まえ、平成21年度に全国で地方警察官が合計959人増員され、うち県警察では16人が増員されることに加え、沖縄県行財政改革プランを踏まえた定員管理の適正化を図るため、平成21年度に警察官以外の警察職員2人を削減することに伴い、条例で定められている県警察職員の定員を改正する必要があります。

具体的には、県警察官の定員の総数を現行の2555人から2571人に改めるほか、階級別の内訳として警部補及び巡査部長の定員を1472人から1482人に、巡査の定員を771人から777人に改めるとともに、警察官以外の職員の定員を304人から302人に改めるものであります。

なお、施行期日は、平成21年4月1日を予定しております。

以上で、乙第25号議案の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 警務部長の説明は終わりました。

これより、乙第25号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第25号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第26号議案沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、交通部長の説明を求めます。

古波蔵正交通部長

○**古波蔵正交通部長** 続きまして、59ページ、乙第26号議案沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例(案)について、御説明申し上げます。

道路交通法の一部を改正する法律により、75歳以上の高齢者が運転免許証の更新を受けようとする場合は、認知機能検査及び同検査の結果に基づく高齢者講習を受けなければならないこととなりました。

これに伴う道路交通法施行令の改正が行われ、同政令で定める手数料の標準額が改正されたことから、認知機能検査及び認知機能検査員に対する講習の手数料を新たに定めるほか、高齢者講習の手数料を改めるものであります。

また、自動車運転代行業の認定申請に対する審査手数料につきましても、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により、同政令で定める標準額が1万6000円から1万3000円に改正されることに伴い、条例に規定する当該審査手数料の額も改めるものであります。

なお、施行期日は、認知機能検査手数料及び高齢者講習手数料については平成21年6月1日を、ただし、認知機能検査員講習手数料及び自動車運転代行業の認定の申請に対する審査手数料については、平成21年4月1日を予定しております。

以上で、乙第26号議案の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 交通部長の説明は終わりました。

これより、乙第26号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

山内末子委員。

○**山内末子委員** 高齢者の認知症の皆さんの交通事故がふえているという現状があるということでの改正だと理解しておりますけど、県内の70歳から75歳未満、それから75歳以上の免許証の保持者数、おわかりでしたらお願いします。

○**古波蔵正交通部長** 平成19年末現在でございますが、70歳以上の運転免許保有者は5万1715人でありまして、そのうち、75歳以上は2万2386人となっております。

○**山内末子委員** 事故を起こした件数の中で、70歳以上の件数の割合ですか、それがあれば、件数と割合があれば、お願いいたします。

○**古波蔵正交通部長** 平成19年末現在での県内の交通事故の関係ですが、70歳から74歳が211人、75歳以上が183人となっております。これは運転免許保有者の事故率に占める割合は70歳から74歳が0.72パーセント、75歳以上が0.82パー

セントという割合になっております。

○山内末子委員 今回の検査については、70歳から74歳までは検査の対象となっていないんですよ。

○古波蔵正交通部長 そのとおりです。

○山内末子委員 そうなってきますと、今現状としても70歳から74歳までも、75歳未満のね、皆さんの件数も、事故件数も多いということですし、またそれがまた、もちろん認知症かどうかは、まだ判断もできてないような状況だと思うんですけど。たまたまきのうの毎日新聞のほうに、事故の認知症の皆さんの、事故の記事が載ってまして、認知症だという方々の75歳未満の方々がですね、そのほうが多いんだと。ですから、今回のこの改正によって、そのチェックをできない、しない皆さんの事故が多いというところについては、これから、また大きな問題かと思うんですけど、今回のこの75歳以上に検査が決まった背景についてちょっとお聞かせください。

○古波蔵正交通部長 全国の事故の実態を見てみますと、全人身事故、それから死亡事故、いずれも減少しております。しかしながら、その75歳以上の交通事故は人身事故、死亡事故、いずれもふえ続けております。特に死亡事故につきましては、全年齢で見ますと、75歳以上の事故が2.5倍、それから70歳から74歳以下の方の事故と比べますと1.9倍と高い率であります。その事故の原因と思われるのが、認知機能のいわゆる判断力とか記憶力の低下によると思われる違反、例えば一時停止違反とかですね、そういったことによって、引き起こされる事故の数が多いということでもあります。もう一つは医療的な見地からでございますが、その有病率といえますか、認知症の有病率といえますか、これは74歳以下では2パーセント、全事故に占める場合ですね、2パーセント、それから75歳以上については7パーセント、3倍以上あるということで、それで今回75歳以上の方を対象にした認知症検査を行うということになりました。

○山内末子委員 第一段階としては、今回の75歳以上というのは、第一段階でいいかと思うんですけども、今後ですね、やはり、痴呆症につきましては若年者痴呆者数もふえてますし、そういった段階でのチェック機能というんですか、そういうことも今後の対策として、国の、国からのおりてきたものではあるんですけど、やはりそういった面からも考えていかなければいけないと思う

んですけれども、その辺について交通部長のお考えをお願いいたします。

○古波蔵正交通部長 けさの毎日新聞の記事を拝見いたしました。やはり、その統計からいきますと、今後は年齢の引き下げとか、そういったことも必要じゃないかと考えております。

○山内末子委員 もう一件、検査の講習手数料が入ってますよね。この検査についても、大変専門性の高い検査が必要になってくるかなと思うんですけど、その検査の講習はどういった形の講習が行われるのか、また、それともう一点、どういうところでその講習を行っていくのか、それについてお聞かせください。

○古波蔵正交通部長 まず、認知機能検査といいますのは、75歳以上の方の判断力、それから記憶力を簡易に測定する検査でございます。中身はといいますと、3項目からなっております、1つは時間の見当識、これは時間の感覚を検査するものであります。内容は、その検査する日の年月日、あるいは曜日、今の時間を質問して答えてもらいます。

○山内末子委員 委員長、休憩をお願いします。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、山内委員から質疑内容について補足説明が行われた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

○古波蔵正交通部長 それでは検査を行う方の講習の内容でございますが、3つございます。高齢者と認知症の実態及び基礎理論が1つでございます。2つ目が高齢運転者対策の概要が2つ目でございます。3つ目が認知機能検査の実施方法があります。それぞれ項目に細目がございまして、高齢者と認知症の実態及び基礎理論につきましては、認知症の実態と認知症に関する基礎理論、それから認知症の症状と対応方法、高齢運転者対策の概要につきましては6点ございまして、1つが高齢者の交通事故の現状、2つ目が認知機能検査の導入、3つ目が、認知機能検査の結果に基づく高齢者講習、認知症の講習手続、4つ目が認知症のおそれがあるものに対する倫理適性検査の実施、5つ目が申請による免許取り消し、6つ目が高齢運転者標識、それから3番目の認知機能検査

の実施方法ですが、4つございまして、認知機能検査の実施方法、2つ目が検査結果の採点方法、3つ目が検査結果の伝達方法、4つ目が認知機能検査の模擬実施、ロールプレイングということになっております。

○山内末子委員 ありがとうございます。こういった検査が行われることによって、事故率というんですか、それがどれぐらい沖縄県内では減少するという方向性を持っておりますか。見解を持っておりますか。

○古波蔵正交通部長 シミュレーションはちょっと聞いたことございませんので、ちょっと手持ちにございません。

○山内末子委員 ぜひですね、お年寄りの皆さん、特に沖縄県内ではどうしても病院に行くですとか、買い物ですとか、自動車社会でもありますので、お年寄りの皆さんが本当にもう紅葉マークを持っている方々が今最近、とってもよく目にするんですけど、やはり安心、安全な交通体系をつくっていくためには、ぜひこの検査をしっかりと機能よくできるような、そういう形でつくり上げてほしいなということ要望いたしまして終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
照屋守之委員。

○照屋守之委員 この条例を平成21年6月1日から施行するのは、どういうことですか。何で6月からですか。

○古波蔵正交通部長 施行期日は政令で定められておりますので、6月1日となっております。

○照屋守之委員 政令、もう少し詳しく説明してください。周知期間が必要なのかとか、そういうふうなことですか。

○古波蔵正交通部長 道路交通法の改正が平成19年でありまして、その2年後にということに法律でなっております、そのために6月1日ということになっております。

○照屋守之委員 この手数料が高齢者が6150円から5800円、5350円って、70歳

以上75歳以上、安くなりますよね。それとその下の高齢者の講習手数料、3000円から2350円、650円安くなりますね。これは安くなったらこの予算というかこれはどうなるんですか。安くなる分にはいいけど、この予算というのがありますでしょ、こっちに。安くなったらどうなるんですか、こっちの予算は。意味わかりますよね。350円の5万1000人ぐらいいるわけですよ、対象が。800円の2万2000人ぐらいいるわけですよ。安くなる分の、この分が予算的に減りますね。減ったときに、このもとはどうなりますかという話ですよ。

○古波蔵正交通部長 確かに収入が減ります。この事業といいますのは委託をして行いますので、その分だけ委託料が減るということで、どっこいどっこいになるということでもあります。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、照屋委員から答弁の内容について再確認がなされた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 運転代行ですね、1万6000円が1万3000円ということですがけれども、今の県内の運転代行業者の数とかですね、この金額の、3000円安くなりますね、その説明お願いできますか。

○古波蔵正交通部長 まず、県内の代行業者の数でございますが、昨年12月現在で453業者、車両台数にしまして1329台であります。それから手数料が減る、これは自動車運転代行業を営もうとする者は、欠格要件に該当しないかどうかについて調査をする必要があります。その調査をするために関係機関の調査・照会を行うこととなります。業者が個人の場合は、その個人のみ1人だけの照会を行えばよろしいんですが、これが法人となった場合には、その役員すべてについて照会用務が行われます。それで、全国的な中でですが、法人の割合がですね、前回のその手数料の見直しのころに比べますと、34パーセントから16パーセントに法人が減っております。したがって、関係機関の調査・照会が少なくなるということで、その積算で、3000円の減となっております。

○照屋守之委員 この運転代行業はどうですか、ふえる傾向ですか、減る傾向

ですか、この流れはどうですか。

○古波蔵正交通部長 ほとんど同じ状態で推移しております。廃業する者、新たに申請する者、ほとんど同じ状態で推移しております。

○照屋守之委員 この運転代行が業として出てきましたね。それと、県内の飲酒運転との関係というんですか、運転代行がふえてきて、飲酒運転が減ってきている、その辺のデータみたいなものはありますか。

○古波蔵正交通部長 そのデータはとっておりませんが、少なくとも飲酒運転の数は年々減っていつておりまして、その一翼を運転代行が担っていると考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第26号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者の入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、公安委員会関係の陳情第7号外1件の審査を行います。

まず初めに、陳情第7号について、警備部長の説明を求めます。

仲宗根孝警備部長。

○仲宗根孝警備部長

陳情第7号北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める陳情の処理方針等について御説明いたします。

お手元の沖縄県公安委員会の陳情経過・処理方針をごらんください。

まず、経過説明をさせていただきます。

経過についてであります。この陳情は北朝鮮に拉致されたと思われる日本国民の早期救出・帰国と海上警備の充実強化を要請する石垣市議会による陳情

であります。警察では、これまで全国で北朝鮮による日本人拉致容疑事案12件17人及び朝鮮籍の姉弟が日本国内から拉致された事案1件2人の計13件19人について、北朝鮮による拉致容疑事案と判断しており、拉致の実行犯として8件11人を国際手配しております。

また、警察では、これら容疑事案以外にも北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、必要な調査や捜査を進めているところであります。処理方針でございますが、県警察は、捜査機関として拉致容疑事案の解明に取り組んでおりますが、本件陳情である日本国民の早期救出・帰国と海上警備の強化についても、関係機関の取り組みに支援・協力をしてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、県警察では、石垣市議会による陳情の趣旨や御家族の心情に配慮しつつ、今後とも、警察庁及び関係機関と十分に連携し、幅広く調査をするとともに、必要な捜査を進めてまいります。

以上で、御説明を終わります。

**○當間盛夫委員長** 警備部長の説明は終わりました。

次に、陳情第17号について、警務部長の説明を求めます。

児嶋洋平警務部長。

**○児嶋洋平警務部長** 公安委員会所管に係る陳情第17号沖縄警察署の沖縄市への存続を求める陳情について御説明します。

お手元の沖縄県公安委員会の陳情経過・処理方針をごらんください。

沖縄警察署正面に位置する県道20号線の拡幅工事に伴い、沖縄警察署の敷地及び庁舎の一部が道路予定地とされていることから、庁舎の建てかえが必要となっております。

県警察では、狭隘な沖縄警察署の敷地が拡幅工事によってさらに狭隘となり、警察署の機能が維持できなくなることにかんがみ、これまで長期間にわたって周辺の土地を確保した上で現地建てかえを行う方向で努めてきましたが、現在地周辺の地権者全員から土地の使用について承諾を得られず、問題の解決が困難な状況にありました。

一方、県道20号線の供用開始は平成23年度に予定されており、庁舎建設に必要な工事期間を考慮した場合、現地での建てかえが事実上不可能となったことから、別地への移転を検討せざるを得なくなりました。

そこで、県警察におきましては、現在地に警察署があることにより維持されている管内治安に影響を生じさせず、かつ、警察署がその機能を十分に発揮す

るために必要な面積を持つ土地を検討した結果、沖縄市山里にある県企業局コザ庁舎跡地が適当であるとの結論に至ったものであります。

現在、その地での警察庁舎建設に向けて諸準備を進めているところでございます。

以上のとおり、本件陳情への対応はできないものであります。現在地は治安の要衝であり、地域住民の警察署移転に伴う不安の声も聞かれることから、警察署移転後も周辺地域の治安に大きな変化が生じないように、必要な警察施設の設置等について検討してまいる考えであります。

なお、去る3月9日、沖縄市長及び沖縄商工会議所会頭から県警察本部長に対し、移転後の跡地における警察施設の設置について要請を受けたところであり、移転建てかえと跡地への警察施設の設置という県警察の考え方には、既に、沖縄市及び地域住民の御理解をいただいているものと認識しております。

**○當間盛夫委員長** 警務部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

島袋大委員。

**○島袋大委員** 陳情第7号ですけど、北朝鮮の件ですが、これは、富川さんという方は、実際、県警察としては連絡とか、そういった意見交換をとっているんですか。

**○仲宗根孝警備部長** 沖縄県警察では幅広く調査して、そして必要な捜査をしているところであります。富川さん個人のものにつきましては、プライバシーとかいろいろありますので、具体的な答弁は控えさせていただきます。必要な調査、それから必要な捜査はやっております。

**○島袋大委員** 要するに、御家族とはいろいろな意見交換、いろいろそういった形をされているってことですね。言えないですか。

**○仲宗根孝警備部長** 必要な調査をやっているということだとどめさせていた

だきます。

○島袋大委員 これも、しっかりやってほしいんですけども。僕も6年間、6年目になりますけど、これのずっと広報活動をやっているんですけど、やはり沖縄県としてもそういった話が幾つか聞いてはいるんですけども、県警察としてはその辺の把握ですね、富川さんと似たような状況としては把握していますか。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、仲宗根警備部長から特定失踪者問題調査会が発表している県内関係事案について補足説明が行われた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

島袋大委員。

○島袋大委員 今それだけ、人数がいるということでありまして、実際、私たち自民党としても、この広報活動を毎年やってはいるんですけど、県民の皆さんにいまいち認識をいただいていないというのが現状なんです。テレビをチャンネルすれば、そういった被害者の方々、親御さんとか、全国で報道されておりますけれども、実際我々沖縄県として身近にですね、また同世代の年齢の方が、何十年もそういったところに行って、親にも会えなというのが現状なんです。我々もそういった広報活動をやりながら、認識をしてもらうために活動をしているんですけども、なかなか、沖縄県はそういった考えを持ってない、皆さま認識していない面がありますので、ぜひとも、県警察としても沖縄県もこれだけ人数的にですね、いるんだということと、小・中学校にも、この県警察のこの広報としてですね、そういったこともあるんだという、あり得るんだということを、みんなで認識して、統一感を持っていかないと、やはり我々同じ日本国民として、非常に重要だと思うんですけど、その辺はどうお考えですか。

○仲宗根孝警備部長 大変重要だと思います。警察として、県として正式に判断しております13件19人については、行政として広報しているところですが、先ほど申しあげました、特定失踪者問題調査会が挙げているの方々につきましては、その調査会がやる取り組みに引き続き支援して、広く県民に、国民に関心

を持ってもらいたいと思います。

○**島袋大委員** 認定されていませんから、お名前とかそういった顔写真はないと思うんですけども、やはりそういった形でカウントはされてるんだということですね、やっぱり県民には、一度は確認させてもらったほうがいいと思うんですよ、理解してもらったほうが。その辺は、一意見ですけども、やはりそういった形で、我々も広報活動をしていますから、そういった形で、県民の皆さんの幅広くいろんな中で紹介もできますけれども、やはりこの今の現状を若い人たちにもですね、理解してもらうためにも、学校にもですね、そういう全国でこの拉致問題というのは非常に大きいことですので、そういった形でぜひともですね、御理解していただく、そういった形で広報活動も兼ねて、やっていただきたいなと思っております。これは、僕の提案ですので、ま、やると言ってもらったら助かるんですが、お願いします。

○**仲宗根孝警備部長** 私たちも先ほど申し上げましたように、特定失踪者問題調査会のこういった取り組み、盛んに広報をやっております。ホームページにその氏名とかも記載されています。その関係者の御家族から了解をもらって、ぜひその辺を見ていただきたいと思います。ありがとうございます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。  
照屋守之委員。

○**照屋守之委員** 陳情第17号ですね、沖縄警察署の移転。これはあれですか、もう道路整備に入って残りの用地では、その警察署としては、到底対応できないということですか。

○**児嶋洋平警務部長** 現在の沖縄警察署の敷地がですね、現時点で既に3200平方メートルでして、これが県内の14警察署ございますが、その時点で既に一番狭隘であります。それが今回の工事によりまして約700平方メートル引かれて、2500平方メートルになります。沖縄警察署というのは、沖縄県では第2番目に大きい人員を抱えておりますので、その中で、今でも一番小さいのがさらにもっと小さくなると、さすがにもう、建物も、いろんな方が来客される駐車場とかですね、いろんな面で警察署の機能そのものが維持できなくなると。そのために今回、移転せざるを得ないという判断になったものであります。

○照屋守之委員　ここは、これは、沖縄市議会議長が提出者ですよ。3月9日に沖縄市長と沖縄商工会議所会頭は今の移転後の跡地における要請を受けたというのは、市長と会頭はあの辺をもう理解して、まだ市議会のほうがわからないってこと。

○児嶋洋平警務部長　沖縄市議会からの陳情がありましたのが、1月27日でございます。その要は、今回のその沖縄署の移転に関する土地取得等の予算に関しまして内示がありましたのが2月初めなのですが、その段階で、我々特に申し上げてはなかったんですが、しかし沖縄市議会としては、何かいろんな情報入手しておられたのかわかりませんが、現地においてほしいという形で要望が、陳情の決議がなされているところです。それで、その2月の中旬に予算取得等が認められることに当たりまして、沖縄県警察で沖縄市や地元の方、いろんなところに御説明にまいりました。その結果、御理解いただいて3月9日には移転はいたし方ないと、かわりに現地に何らの警察施設をくださいという形の陳情がまいりました。それで結果として、順番としてですね、陳情の決議の後に必要な御説明をして、沖縄市や地元の方からは現時点では御理解をいただいているという形になっていると認識しております。

○照屋守之委員　これは、プラザハウスの向かいにつくるということなんですけれど、この今の施設、旧土地には駐在所みたいな感じでまた別の形で警察官がそこに常駐できるような、そういう仕組みをつくるということではないんですか。

○児嶋洋平警務部長　具体的にはまだ全然何も決まっていますが、沖縄警察署という建物があって、そこに警察官が常駐していて、それによってある程度以上の治安が保たれていたと思われまますので、それが交番になるのか何になるのかはちょっとわかりませんが、やはりある程度の人数がそこに常駐しているような形にはならざるを得ないとは思っております。またその、具体的なところは現在検討中、今後検討していくということになるということでもあります。

○照屋守之委員　できるだけ早目にですね、検討していただいて、大体どのくらいの規模で、こういう形でやりますよというふうなことでやれば、市民の代表としてある程度理解してもらえないんじゃないですか。

○當間盛夫委員長　ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、公安委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情平成20年第65号外10件及び企画部との共管となっております陳情平成20年第150号1件の審査を一括して行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

上原昭知事公室長。

○**上原昭知事公室長** ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、御説明いたします。

知事公室所管の陳情は、継続6件、新規5件の合計11件となっており、そのうち1件は、企画部との共管となっております。

継続審議となっている6件につきましては、お手元に配付しております陳情説明資料の処理概要の欄に、下線で表示した箇所が変更部分でございますが大幅な変更があった部分についてのみ、御説明させていただきます。

資料6ページをお開きください。陳情平成20年第166号台風13号による与那国町被災に対する救援を求める陳情について、6段落目以降の下線部分を御説明いたします。

国への局地激甚該当災害報告を行い、その結果、平成21年3月13日の閣議決定で局地激甚災害の指定を受けております。

また、災害で住宅に被害を受けた被災者に対しては、沖縄県災害見舞金支給要領に基づき、災害見舞金が支給されております。

続いて、新規陳情につきまして、御説明いたします。資料9ページをお開きください。

陳情第19号沖縄県所在旧軍飛行場用地問題解決に関する陳情につきまして、処理概要が陳情平成20年第65号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料10ページをお開きください。

陳情第27号は、旧軍飛行場用地問題解決のための事業の早期実現を求める陳情でございます。処理概要を御説明いたします。

仮称・鏡水コミュニティセンター整備事業については、沖縄特別振興対策調整費での事業実施に向けて、国と調整を進めた結果、平成21年度予算案が、今国会に上程されているところであります。

このことを受けて、今県議会において、当該事業実施のための予算の審議をいただいているところであります。

沖縄振興計画期間も残り3年間となりましたが、各関係機関や、与野党の垣根を越えた県選出国会議員の皆様の御協力もあり、地主会の要望を踏まえた、平成21年度以降の事業化へ向けてスタートしているところであります。今後とも、県民や旧地主の皆様の御理解をいただき、国や関係市町村との連携を強化し、問題解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。

今回の解決に向けた取り組みについては、戦後60年以上を経た現在もなお、それぞれの地域において解決されないまま残されてきたこの問題に対する解決策としては、より現実的なものであると考えております。

次に、資料11ページをお開きください。

陳情第28号は、旧日本軍飛行場用地問題の解決に向けた事業の早期実現を求める陳情でございます。処理概要を御説明いたします。

七原、富名腰、腰原の各地域コミュニティセンター及び御嶽（うたき）等の整備事業については、沖縄特別振興対策調整費での事業実施に向けて、国と調整を進めた結果、平成21年度予算案が、今国会に上程されているところであります。

なお、2段落以降の処理概要の内容は、前ページの陳情第27号と同じでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料12ページをお開きください。

陳情第49号は、不発弾等の処理に関する陳情でございます。処理概要を御説明いたします。

県は、不発弾等処理については、国が戦後処理の一環として取り組むべきものと考えております。

このような観点に立ち、今回の糸満市の不発弾爆発事故に際しても、被害者に対する速やかな補償と事故の再発防止のための諸対策の拡充強化を内閣総理

大臣等に要請してきたところです。

国は、今回の事故を受け、被害者への対応と今後の安全対策の取り組みに充てるために不発弾等対策安全基金の設置を決定し、これを受け、県では沖縄県不発弾等対策安全基金条例を制定し、平成20年度補正予算も計上して速やかな被災者支援に備えているところです。

県としては、県民の安心・安全を確保するため、不発弾等爆発事故による被害補償、不発弾等処理及び磁気探査経費の全額国庫負担等については、市町村等とも連携を図りながら、引き続き、国に要請したいと考えております。

次に、資料13ページをお開きください。

陳情第66号は、自衛隊ヘリコプターのキャンプ・ハンセン内レンジ4使用に関する陳情でございます。処理概要を御説明いたします。

航空自衛隊によると、今回のキャンプ・ハンセンにおけるヘリコプターの発着は、訓練の視察研修を目的として、隊員を輸送したものであるとのことであります。

県としては、地元住民が米軍の演習等による負担を抱える中、地元に対する十分な説明を行わず、自衛隊ヘリコプターの離発着が行われたことは、住民に不安を与えるものであり、遺憾であります。

自衛隊においては、ヘリコプター等の運用により地元住民に著しい負担をかけることがないように配慮すべきと考えており、その旨強く申し入れたところであります。

以上、知事公室所管に係る陳情11件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○當間盛夫委員長** 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情第150号に対し企画部交通政策課長の説明を求めます。

津霸隆交通政策課長。

**○津霸隆交通政策課長** 陳情150号航空自衛隊那覇基地へのF15戦闘機配備などの機能強化に反対し、那覇空港の民間専用化を求める意見書の可決を求める陳情については、前回の処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**○當間盛夫委員長** 交通政策課長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 不発弾は、陳情第49号ですけど、爆発の関係で、糸満市での事故がありましたけど、あれですね、皆さん、被災者の方のところに訪問と申しますか、何らかの激励とかそういう形はやられたんでしょうか。

○上原昭知事公室長 まず、私もお見舞いにまいりました。その後、知事のほうもお見舞いに伺っております。

○前田政明委員 いつ行かれましたかね。

○上原昭知事公室長 3月4日でございます。

○前田政明委員 実は、そういうことですよ。私が聞くのは、1月14日から2月、3月とかなり間があいていて、それで、その間、どうなったのかとか、どういう形で行くかということで、伊良波中学校の子供たちの激励はあったみたいなので、いわゆる、糸満市もそうですけど、行政からですね、この間どこも来なかったという形ですね、話を聞いたもんですから、そういう面では、1月14日から大変大きな問題になって、そして本人も含めて大変な状況の中です、今言われたように3月に入って、こう行かれたと、こういう形ではかなり、何と申しましょうか、どうなのかなということですね、ぜひ聞かないといかんと思っていたもんですから。ここのところはいろいろ取り組みもあったと思うんですけども、被害を受けて大変深刻な状況の中です、どうしてこういうことになったんでしょうね。

○上原昭知事公室長 まず、当初は本人が入院をしております、ICUにいて、それから、一般病室に移られたようですが、その間、糸満市長も2度か3度、病院のほうにも伺ったそうですが、本人がまだ会いたくないということで、御両親にはお会いできたようですが、本人にはお会いできなかったと。それで

3月に入りまして、本人が一たん自宅に戻ったものですから、3月の4日にこのときは糸満市長も私も一緒にお見舞いに行っておりますが、本人が会えるということで本人にお会いいたしました。

○前田政明委員 いずれにしろ、それなりの事情があったと思いますけど、この間ずっとこれを見てきて、もう少しこう、何らかの形でですね、家族を激励したりとか、そういうしっかりとした対応が必要だったなとちょっと私、感じたものですからお聞きしました。あと、この間も議論されてきておりますけど、これで終わりますけれど、やっぱり国の責任を明確にして、しっかり追求すると。ただその場合に、あれですかね、議員立法とかいろいろありましたね、そういう面は沖縄問題の沖縄及び北方問題に関する特別委員会とかそういう超党派でちゃんと議論できる場所に、しっかりと問題提起を投げかけたほうがいいんじゃないかなと。一つの政党とか、そういうふうな形ではなくて、やはりしっかりと超党派でですね、議論できるところに、もし議員立法を投げかけるならですね、そういう形での議論ができるところにきっちりと対応するべきじゃないかなと感じておりますけど、どうなんでしょうか。

○上原昭知事公室長 今後、特に沖縄県選出の国会議員の方々と御相談をしながらですね、知事が、県が事務局的な役割を果たしてもいいんじゃないかということも言っておりますので、進め方も含めて御相談しながら取り組んでいきたいと考えております。

○前田政明委員 ぜひここは、県民的課題なんでね、そういう意味でしっかりとですね、対応することが正しい方向にというか、県民の総意が生かされるんじゃないかなという、そういう思いで、衆参両議院の沖縄及び北方問題に関する特別委員会とかそういう形のところで、こう国会として十分議論するという方向のものが必要じゃないかと提案をいたしました。以上で終わります。

それと、これは終わってですね、自衛隊の陳情の第150号と何でしたか、F15戦闘機ですね、新聞報道によりますと、配備が完了したと、F15戦闘機部隊の編入完了とあります。この辺の状況について新聞の報道じゃなくて、知事公室長のほうから御説明いただきたいと思っております。

○上原昭知事公室長 沖縄防衛局に確認しておりますが、現在配備されているF4戦闘機は平成20年代半ばに耐用年数がくることから、平成21年1月上旬から3月末にかけて、F15戦闘機に入れかえることとしております。航空自衛隊

那覇基地によりますと、平成21年、ことしの3月13日現在、入れかえは完了しているとのことでもあります。入れかえによりまして百里基地のF15戦闘機の飛行部隊—204飛行隊とのことでもありますが一の入れかえにより行い、入れかえ後も同数となり任務訓練飛行回数も同様であるとのことでもあります。

○前田政明委員 教えてほしいんですけど、F4戦闘機と、F15戦闘機のこの能力の違いですね、その説明をしていただけますか。

○又吉進基地対策課長 F15戦闘機は、米軍でもF4戦闘機の後継機ということで開発年代がかなりF15戦闘機のほうが新しゅうございます。性能的なところも申しあげますと、重量が大体25トンぐらいで同じですけども、最大速度が、F4戦闘機がマッハ2.2、F15戦闘機はマッハ2.5、それから航続距離は、行動半径ですけども、F4戦闘機が1600、失礼、2900キロメートル、F15戦闘機は4600キロメートルということで、機体の大きさとかは余り変わりませんが、全般に性能が向上しているということでございます。

○前田政明委員 4600キロメートルといったらどの辺までありますか。どの辺まで飛びますか。

○又吉進基地対策課長 済みません。これは航続距離でございまして、往復となるとその半分ぐらいですけども、ちょっとざっと計算したところでは、北海道まで届くか届かないかというところだと考えます。

○前田政明委員 これは北海道とグアムは同じ距離ですか。

それと、航空自衛隊那覇基地のF15戦闘機などに対する空中給油機が配備されますね、この機能と配備される期日といいますか。

○又吉進基地対策課長 空中給油機は配備ということではございまして、配備とは聞いておりません。昨年7月に、自衛隊から説明があったところでは、KC767という、自衛隊が保有する空中給油機を、これを運用するために、航空自衛隊那覇基地における駐機場を整備すると聞いております。

○前田政明委員 これはなぜ駐機場の整備が必要なんですか。

○又吉進基地対策課長 これは、自衛隊の、7月28日に説明があったんですけ

れども、常駐するためではなく、航空自衛隊那覇基地と千歳基地に訓練をする際、一時的に飛来することを想定してのものであると、この整備とは航空自衛隊、陸上自衛隊が使用している駐機場にコンクリートを敷くことであると、KC767が大きいため、現在の駐機場のコンクリートでは強度が足りないと、そのように説明されております。

○前田政明委員 重量は幾らあります。

○又吉進基地対策課長 これは自衛隊装備年間によりますと、自重は86.3トンでございます。

○前田政明委員 このKC767の能力というか役割は何ですか。

○又吉進基地対策課長 これも自衛隊装備年間でございますけれども、米ボーイング社製の旅客機を改造した物でございますして、空中給油機、そのものなんですけれども、給油口から伸びる6メートルのパイプを使いながら戦闘機への給油を行うと書かれております。

○前田政明委員 常駐ではないと言いましたけど、あれは滑走路からかなり近いところで工事をやりましたけど、これは、工事は終わったんですかね、基地内は。KC767のための駐機場の工事は。

○又吉進基地対策課長 これも自衛隊の説明によりますと、そのコンクリートのどのくらいの厚さが必要かなどですね、その詳細について平成20年度9月ごろから平成21年度3月ごろまで測量等調査を行って、それから設計に入るということであります。

○前田政明委員 まだやられていないってこと。

○又吉進基地対策課長 この資料によれば、まだ着手されていないと考えております。

○前田政明委員 この前、基地内視察したときは、予定地含めて、自衛隊から説明を受けたんですけど、滑走路のそばで今言われているように重たいと、そういうことで、独自に必要なだということでしたが、それでF4戦闘機とF15戦

闘機の爆音ですね、音の大きさ、被害、これはかなりのバーナー含めて状況が違おうと思うんですけど、このF 4 戦闘機とF 15戦闘機の出す音とといいますか、何量というんですか、そういう面ではかなりさっきの状況からしても違わないかと思うんですけど、そこはどうでしょうか。

○又吉進基地対策課長 防衛省、当時ですね、防衛施設庁が2005年に出しておりますデータによりますと、騒音値デシベルで表現されておりますけれども、例えば、一番近いところは31.5メートル、F 15戦闘機が129.5デシベル、F 4戦闘機が133.9デシベル、それから500メートル離れますとF 15戦闘機が103.2デシベル、F 4戦闘機が107.2デシベル、それから8000メートルで、F 15戦闘機が64.7デシベル、F 4戦闘機が158.7デシベルとなっております、この資料によりますとほぼ同様か、あるいは、若干F 15戦闘機が小さいということができると思います。

○前田政明委員 何ですか、アフターバーナー、こう急速発進するときのものはF 4 戦闘機とF 15戦闘機で、あれは機能は一緒ですか。そのバツとこう使う、何て言うんですかあれ。

○又吉進基地対策課長 両機種ともアフターバーナーは装備されておりますが、ただ今申しあげた数値はアフターバーナーによる離陸時のものという数値になっております。その他の説明と、防衛省からの説明といたしましては、F 15戦闘機は訓練時には通常アフターバーナーは使用しないため、F 4戦闘機のとときと比較してアフターバーナーの使用頻度は少なくなるという説明がございました。

○前田政明委員 この問題はまた後で勉強させていただくとして、私はこの陳情との関係でもですね、今の航空自衛隊那覇基地の性格が、がらっと変わると思うんですよね。すなわち、空中給油機もKC 767がいつでも駐機できると。そういう面で、飛行距離が約倍、F 4戦闘機は2900キロメートル、F 15戦闘機が4600キロメートル、こういう面ですね、そういう面では、機能からいっても、戦闘の量からいってもかなり違ってくると。そういうことで、この那覇空港が本来民間専用と言われていたものが、新たなですね、日本の領土の中の南の県都の基地が、非常に格段に強化されるというふうに思いますけど、このF 15戦闘機とKC 767の配備によって、そういうふうになるんじゃないかと思いますが、そこはどういう認識でしょうか。

○上原昭知事公室長 F4戦闘機からF15戦闘機に変わるのは自衛隊の装備や施設整備の一環であると認識しておりまして、戦略上の内容については承知しておりませんが、そういう装備や施設整備の一環だということですので、特にガラッと変わるというものではないんじゃないかと考えております。

○前田政明委員 今P3C対潜哨戒機が何機配備されていましてか。

○又吉進基地対策課長 正確な数字がないようでして、後ほど資料を……。

○前田政明委員 ちょっと待ってよ。30機ぐらいでしたか。

○又吉進基地対策課長 20機以上だったとは記憶していますが、ちょっと正確な数字が……。

○前田政明委員 では後で資料提供をお願いします。

これはパレットで買ってきた物ですけど、自衛隊図鑑の物で、非常にわかりやすいものですから、いろいろ書いてありますけど、航空自衛隊那覇基地の問題で、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の議論をしたときに、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の中で、最も攻撃されやすいところを非常に特徴づける記述があるんですけど、知事公室長、沖縄に当てはまるどころわかりますか。いや、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の文書の中にあるんですよ、政府の。港があって、そばに航空基地があってと、そしてというところで、そこが最も、何といいますか、攻撃を受ける可能性が強いという形ですよ。そういう面では、どこが攻めてくるかというところほとんど攻める国はないと、政府の見解なんですけど、それで国民保護法するときも言いましたけど、結局はですね、政府の防衛白書や外務白書など読んでも、日本が攻撃されるということの想定というのはほとんどないですよ。万が一と。だからそういう面ではですね、ところがあの、米軍再編ということで日米合意のもとで、オバマ政権になっても、日米の防衛分担ということで、シリアまで自衛艦が行くとなっていますけれど、これはほとんど、護衛艦というのも、航空母艦を持ってないんで護衛艦、本当は日本の自衛隊必要ないですよ、ただアメリカの航空母艦を守るためと言われても仕方がないというぐらい、この護衛艦、パトリオットミサイル含めて、多いということで、私はこれはそこで終わっておきますけど、

そういう面では言いたいのはですね、自衛隊基地がですね、旅団化によって、すごいスクランブルを含めて、体制の強化がね、ある意味で戦時体制というのか、アメリカの世界戦略の中に深く組み込まれて来ているなど。これは大変危険だなというのをね、今さっきの議論・質疑をして、私はそういう面ではKC 767を含めて駐機、給油機も来ると、そしてF 15戦闘機がかなり戦闘距離も、飛行距離も長いという流れの中で、本当に沖縄が危険な状況に進んでるなあと危惧しますが、そういう感じは持ちませんか。

○上原昭知事公室長 特に今回のF 15戦闘機の配置も機数等も同じでございますので、特に強化されたとは考えておりません。

○前田政明委員 それで、早速F 15戦闘機とですね、米軍の合同訓練が行われているんじゃないんですか。

○上原昭知事公室長 合同訓練が行われていることは承知しております。

○前田政明委員 これは何を目的に行っているんですか。

○上原昭知事公室長 日米が安全保障条約に基づいて、そういう共同即応体制をとると、そのための訓練だと承知しています。

○前田政明委員 じゃあ、そういう面では、那覇空港の、極めて危険な旅団化による米軍と一体のですね、危険な基地になっているということを指摘しておきます。それと、陳情の第144号、地上警戒管制レーダーの配備ですね、この弾道ミサイル防衛MDについて、知事公室長これを見ていただけませんか。これは売られている本ですので、この何ていうか、約40メートル四方の地上配備レーダーの中の、新型レーダー、これがどういう役目を果たすかというのが図面にあるんですけどね、大陸間弾道弾、すなわちこう来ると、それをですね、弾道弾ミサイルをイージス艦その他と連動してやっつけるというもので、後にパトリオットミサイルが那覇空港その他那覇基地を守るということでこうなるんでしょうけれども、そういう面では、このレーダー基地というのはですね、そういうミサイル防衛、すなわち、アメリカの核戦争、世界的な核戦争に巻き込まれる、そういう基地だということがですね、この自衛隊の文書にもあることだと思います。写真でわかりやすく書いてあるんですよ。だからそういう面では、先ほどの通常戦争のだけじゃなくて、いわゆるこのミサイル防衛、すな

わち、核戦争の関係で沖縄の基地が非常に深くかかると。それも航空自衛隊那覇基地の、与座通信基地の、そこが新型レーダーがつくられるということは自衛隊の関係の資料を見ても、明らかに弾道弾ミサイル、すなわち、核戦略との関係の基地だと示していますけど、こういうのについてどう思いますか。

○上原昭知事公室長 防衛力の向上のための整備でございまして、旧型の現在のレーダーが老朽化していると、そういうことで、弾道ミサイルの警戒監視も可能な新型のレーダーにかえると、防衛力の強化の整備の一環だと考えています。

○前田政明委員 非核三原則、広島市、長崎市に原爆が投下されて、核兵器の廃絶その他、非常に訴えなければいけない国です。ましてや沖縄県は地上戦の中で犠牲になったところですから。私が言いたいことは、こういう危険なアメリカの世界戦略に巻き込まれるような基地に当然地元の方々が危惧を表明するし、やるべきではないし、あとそういう面ですから、高速ですから、電磁波の影響はないと言っても、これだけの、パトリオットミサイルでも撃ち落とせるかどうかわからないくらい早い物体をとらえて、迎撃体制に入ると、という意味ではですね、この基地強化が大変なものになっていると。それから、この航空自衛隊那覇基地の関係、旅団化との関係では離島防衛のという名目での、石垣市とかその他含めて、日米合意にもあるように民間の港や空港は利用しやすいようにすると。そしてこの前もやりましたけど、日米合意のもとでは、那覇空港を米軍が使えるような条件整備をですね、この日米合意の中で、民間空港の利用ということで示されていますよね。それで、そういう面で、このレーダーがですね、管制レーダー、このレーダー基地がそういうさまざまな、アメリカの戦略に組み込まれる、極めて危険な、沖縄県民を組み込む状況になっていますけれど、その危険性は感じませんか。

○上原昭知事公室長 あくまでも、自衛隊としての専用施設でありますので、そういう防衛能力というのは、やはり必要な能力だと思いますので、そういう整備の一環としてあると考えております。

○前田政明委員 これはね、極めて、私は憲法9条があつて、本当にそういう国ではあつてはならないという日米同盟の姿だと思います。それで、宮古島の通信基地は全然機能が違ふと。またこれは、いろんな民間の通信やその他を含めて傍受する、そういう基地だと聞いておりますが、また後で調べていただい

て質疑を深めたいと。それで私が陳情の関係でやりたかったのは、そういう面で、極めて、沖縄の状況がアメリカの戦略のもとで、日米合意のもとで自衛隊が組み込まれて、危険な状況になっているということです。

それから、もう一つ。陳情第66号13ページの、これは前に、別のところでも質問しましたが、これは皆さんとしてけしからんということで、これはそういうことをするなということで、これは自衛隊に対してこんなことは絶対にやるなというような理解でいいんですか。

**○上原昭知事公室長** ヘリコプター等の運用により、地元住民に負担をかけることがないように配慮すべきだ、というふうな申し入れを行っております。

**○前田政明委員** いや、そういう形で、ただでさえ、キャンプ・ハンセンの中で米軍と自衛隊が、合同の都市型訓練を含めて、やっている。それに輪をかけて、ヘリコプターで着陸訓練を含めてですよ、想定して、訓練の一環だと思うんですけど、自衛隊がただ単に輸送するためにやりませんよ。戦場を想定して、いわゆるイラクやその他と同じだと思うんですけど、そういう都市型の戦闘のところに、どうね、行くかという意味での、僕は訓練の一環だと思うんですけど、そういう面では、やはり何といいますか、そういうような自衛隊のヘリコプターが同じように、キャンプ・ハンセンに飛んで行くことはやめろという地元の切実な要望でしょ。ここについては沖縄県もそうだなという形で、この趣旨の立場では同意できないんですか。

**○上原昭知事公室長** 今回、自衛隊はあくまでも視察研修を目的として、訓練の視察研修を目的として行ったということで、事前の通知等がなかったわけで、そういう意味では住民が、やはりそれを目撃して不安に思ったということでもありますので、そういうことがないように、ちゃんと配慮するべきであると、いうふうなことでございます。

**○前田政明委員** 自衛隊としてはこういうふうにして、ヘリコプターを使って自衛隊員をキャンプ・ハンセンに運ぶようなことはしないということでもいいんですか。

**○上原昭知事公室長** 要するに、きちんと住民が納得できれば、そういう説明も含めて最大限の配慮をするべきであるというふうな認識ではあります。

○前田政明委員 要するに、県としては自衛隊がヘリコプターでキャンプ・ハンセンの演習場に自衛隊員を搬送する、こういうことを容認する、そういう立場なんですか。そここのところをはっきりさせてください。

○上原昭知事公室長 基本的には、そこで訓練等は、ヘリコプター等の訓練を行うということは、やはり施設の使用目的等にもごさいませんので、そういうことには配慮すべきであると。ただ、今回は研修のために運んだと、乗員をですね。今後は事前に通知するというふうな説明もありますが、そういうことも含めて、地元には不安を与えないように自衛隊としては最大限の配慮をするべきだろうと。

○前田政明委員 再度、ちょっと。私が聞きたいのはですね、その自衛隊が航空自衛隊那覇基地なりその他から、兵員を乗せて、いわゆるキャンプ・ハンセンに送ると、こういうことは地元もとんでもないと言っているわけだから、それは沖縄県として認めるんですか。これは認めてはいけないんじゃないですかと、こここのところ見解をはっきりしてほしいということなんです。地元はこれ、ここに出て来て、こういうことをするのはけしからんと言っているわけですから。ましてやこのレンジ4で訓練もやっているわけだからこれもとんでもないと。さらに輪をかけてということだから、そこは県としては自衛隊の兵員をヘリコプターで運ぶというようなことはとんでもないと、そういうのは想定されてないという形なのかどうか、ここは明確に答えてください。

○上原昭知事公室長 航空自衛隊がキャンプ・ハンセン内で訓練を行うということは、現在行われておりません。今回はたまたま、たまたまといいますか、研修目的で使用したということをごさいますが、そういうことが住民に不安を与えるということであれば、そういうことは、配慮というか、自粛といいますか、慎んでもらいたいと考えているところであります。

○前田政明委員 自粛というよりも、そういうことは想定されてないから、それは認めないというような見解を、ちゃんと述べていただくのが沖縄県の立場だと思いますけど。重ねてもう一回聞きますけど、ここはもう限界ですか。先ほどの配慮事項だけですか。それは想定されていないから、やるべきじゃないということは言えないの。

○上原昭知事公室長 ヘリコプターを飛ばすということは、県としては使うな

ということとは言えないわけですし、やはり住民に不安を与えることがないように配慮していただきたいということでもあります。

○前田政明委員 ここはとんでもないことだということで、よく県の立場がわかりました。県民の立場に立つものではないと、本当に恥ずかしい限り。終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。  
照屋守之委員。

○照屋守之委員 今の陳情第144号と第150号の関係ですね。オバマ大統領が就任をして、対日本、日米の安全保障とか、あるいは、国防とかという問題を含めてですね、やっぱりアメリカとしては日本と連携をしていくということについては、全く同じような政策をとっているような感じがしますね。それで、今こういう問題も、日米あるいは自衛隊を含めてですね、それぞれの役割分担のもとにやっているだろうなというふうな思いが非常にして、アメリカ政府はどちらが政権をとろうが我が日本に対するそういう防衛問題とか、日米安保に対しては、全く同じ政策だろうなという認識を持っているんですけどね、そこはどういうふうにとらえていますか。

○上原昭知事公室長 今回、クリントン国務長官が見えて、そういうグアム移転の協定を結んだわけですし、そういう意味では、これは前ブッシュ政権の時代に合意した内容を、オバマ政権でもきちんと履行するという姿勢のあらわれだと思いますので、基本的には日米同盟に基づく、そういう日米の防衛力の維持確保については、同様な姿勢で今後とも取り組んでいくんじゃないかなと考えております。

○照屋守之委員 そうすると、我々も自民党だの民主党だのというふうな政権がどうのこうのということだけれど、日米関係という面では余り変わった、そういう防衛政策っていうのは打ち出せないのかもしれないですね。我々のその政権がどうのこうのというふうな問題、アメリカの政権の変わり目、向こうが変わらないで、我々を変えて、じゃアメリカはいいから、我々独自で軍備を強化して国を守っていくというふうな政策的な変更というのは、どういう政権になっても日本も余り大して変わらないというふうなことになりませんか。

○上原昭知事公室長 民主党の沖縄政策があることは承知しておりますが、基本的にどうするという公約と申しますか、そういうところは明確に示されておられませんので、その辺については十分承知していません。

○照屋守之委員 でも、余り変わりませんよ。どっちが政権とってもね。日本も。だからそういうことも含めて覚悟を決めてやらんとはいけませんね。

次に、陳情第166号ですね、これは台風13号、我々も現場に行って実情を見て、ぜひ、激甚災害というふうな、その該当に指定してくださいということで、いろんな角度からお願いをしてきたんですけどね。そのときにその要件が満たないというふうなことで突っ返された経緯があるんですよ。それでも何とかしてくれということで、お願いをしたわけですけどね。今回こういう形で閣議決定をされたというふうなことですけれども、その経緯も含めて御説明できませんか。これは要件があったんじゃない。全壊家屋は何棟とかね。いろいろありましたよね。

○田盛繁美海岸防災課長 今激甚災害についての御質疑で、要件ということでございましたけれども、我々が担当している土木施設の災害復旧に対する激甚災害の取り扱いについて、御説明したいと思っております。これについては、公共土木施設で今回与那国町では道路関係と海岸の護岸ですね、これが被災を受けております。この激甚災害に適応すべき措置として、これの要件といえますか、与那国町での公共土木施設の被災の決定額、これに対して与那国町の年間の標準税収というのがございまして、その関係で、それに基づいてですね、国が激甚災害に指定するかどうかということになっておりまして、今回の場合、それに基づいて、県のほうから国のほうにも資料等の提出をしております。それに基づきまして、きのうおととい、新聞報道にもありましたように、激甚災害指定がされたということで報告を受けております。

○照屋守之委員 そうなると、災害復旧とか、その整備については、どのようなことになるんですか。

○田盛繁美海岸防災課長 与那国町の裏負担分ですね、これのかさ上げ等がございまして、通常であれば、土木公共施設だけ見ますと、10分の8の、80パーセントの補助率ですけども、これによって、これは国が指定するものですけども、これのかさ上げがあるということで、先ほど言いました、税収とかそういったものについて、今国のほうに報告しているところでございます。そ

れによって、そのかさ上げ率が幾らになるかということで、国からのまた指令が来ますので、大体査定一算出した結果ですね、約89.6パーセントぐらいにはかさ上げになるであろうということを見ております。

○照屋守之委員 これはあの、与那国町、県の事業として災害復旧をする部分もありますか。

○田盛繁美海岸防災課長 県道の部分と、樋川海岸のほうは県が管理者ですので、県のほうでいたします。

○照屋守之委員 これも、局地激甚災害の指定を受けた復旧工事になるんですか。

○田盛繁美海岸防災課長 これについては、県の場合は10分の9になるものですから、それについてはなくてですね、これはあくまでも、市町村のいう、かさ上げの分のものになります。

○照屋守之委員 わかりました。ありがとうございます。次に陳情第27号、陳情第28号ですね。旧軍飛行場用地のコミュニティーセンター、済みません、この陳情第27号と陳情第28号ですね、予算の内訳、それぞれの概要とその説明をお願いできませんか。

○又吉進基地対策課長 平成21年度予算ですけれども、那覇市に仮称・鏡水コミュニティーセンターを整備、またあわせて宮古島市には宮古島特定地域コミュニティー再構築活性化事業というのをを行います。平成21年度総事業費で、平成21年度だけですと、4億8660万8000円でございます。内訳といたしましては、那覇市に対する補助金が、那覇市、宮古島市の総事業費がですね、4億8660万8000円ですけれども、10分の9を県が出すことになっておりまして、10分の8は国、10分の1が県ということになっておりまして、合わせて4億3794万7000円が補助額になります。

○照屋守之委員 済みません。概要も、この中身。

○又吉進基地対策課長 事業内容ですけれども、まず目的といたしましては旧軍飛行場により地域社会が分散し、伝統文化等の進展が阻害された地域の振興

活性化を図るということになっておりまして、その概要といたしましては、旧軍飛行場により地域社会が分散し、伝統文化等の進展が阻害された特定の地域について、地域社会の再構築に向けた取り組みを推進いたします。

平成21年度においては、那覇市鏡水地区ですけれども、あるいは宮古島市七原、富名腰、腰原の3地区に、多目的コミュニティーセンター等の事業について実施をするということでございます。

**○照屋守之委員** この平成21年度予算を可決すれば、これは平成21年4月からスタートして、来年の3月までには施設等が整備ができるということになるんですか。

**○又吉進基地対策課長** これは複数年度にまたがる事業になっておりまして、那覇市が平成21年度から23年度、それから宮古島市は平成21年度、22年度の2カ年事業となっております。

**○照屋守之委員** 今、この2カ所、那覇市と宮古島市から来てますよね、そのもう一カ所は特別枠でやってもらいたいということですね。それでほかにもありますね、その旧軍飛行場のその組織が、ほかのところはどのように対応するんですか。

**○又吉進基地対策課長** ただいま平成22年度以降の事業について詰めておりますのが、読谷村、さらに伊江村でございます。そのほか、旧軍飛行場問題を抱えている自治体といたしましては、石垣市、嘉手納町等がございますけれども、まだ現在、調整の段階でございますので、これから具体的に詰めていくということになっております。

**○照屋守之委員** ということは、この那覇市と宮古島市も、あるいは読谷村とか伊江村、伊江島もこの調整、内閣府の沖縄特別対策調整費の枠の事業として、この問題解決をやってもらいたい、あるいはそれに対して理解を得ているということではないんですか。

**○又吉進基地対策課長** そのように考えております。

**○照屋守之委員** そうすると、平成23年度に沖縄振興計画は終わりますね。沖縄21世紀ビジョンということは今計画をつくるわけですがけれども、この旧軍飛

行場の問題解決というのは、この事業でさえ、平成21年から平成23年度まで那覇市はかかるわけでしょ。宮古島市が2年間いろいろかかるわけですね。そうすると、この読谷村とか伊江村の組織なんていうのは、その年度をまたがってしまうということになりますね。どういうふうにするんですか、これは。

○上原昭知事公室長 那覇市はですね、鏡水地区の場合は用地購入が平成21年度ありますので、設計等行いまして、平成22年、平成23年で建物に入ると。ですから那覇市ですと、9億円ぐらいの事業になります。宮古島市が4億円ちょっと、5億円弱の事業になります。ですから、両方を合わせますと14億円近い事業になります。それから読谷村については、農業施設をやりたいということですので、今その方向で調整を行っております。それで農林水産部とかの事業で手当てのできない部分をやりたいと。それから、伊江村については、ちょっとこれまで調整はついていないんですけど、フェリーを購入したいということで、今それも詰めているところでございます。ですから平成22年、23年は複数年になる可能性は非常に高いと思います。

○照屋守之委員 これは、ほかのところも含めて、この沖縄振興計画、平成23年度までにある程度のめどづけをするということをやっているわけでしょ。そうですか。

○上原昭知事公室長 できるだけ沖縄振興計画期間内に実施したいと。ですから、平成22年、23年の2カ年で何とかやりたいというふうなことで、調整を行っているところであります。

○照屋守之委員 嘉手納町とかはどうなりますか。

○上原昭知事公室長 嘉手納町、石垣市は裁判でですね、補償金というか、お金が入っていないんだと、自分たちには。用地の問題はもう別としても金自体が入っていないんで、それを求めていくと、裁判によって司法に訴えるということで、今動いているところであります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。  
休憩いたします。

(休憩中に、説明員の入れかえ)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、人事委員会関係の陳情第29号の審査を行います。  
ただいまの陳情について、人事委員会事務局長の説明を求めます。  
伊礼幸進人事委員会事務局長。

○**伊礼幸進人事委員会事務局長** ただいま議題となりました人事委員会関係の陳情案件につきまして、お手元に配付しました総務企画委員会陳情説明資料に基づき、御説明します。

人事委員会関係の陳情は、沖縄県精神保健医療福祉連絡協議会会長中山勲氏から提出のあります陳情第29号病院事業局における臨床心理士の採用に関する陳情の1件となっております。

それでは、陳情の処理概要について、説明します。

県職員の採用については、地方公務員法第17条第3項の規定により、原則として競争試験によるものとされていますが、人事委員会の承認を得た場合に例外的に選考による採用ができることになっております。

臨床心理を職務内容とした職については、現在、職の設置がありませんので、職員を配置する場合には、病院事業管理者において、配属先、職務内容、必要とされる知識、技能その他の資格等を決定し、職の設置を行う必要があります。

当委員会では、病院事業局において職員採用の予定がある場合に職員採用試験を実施しますが、設置された職に必要なとされる知識、技能その他の資格等から、競争試験により採用することが不相当であると判断した場合には、選考により採用することを承認しています。

臨床心理を職務内容とする職については、職が設置されていないことや、法令に基づく資格も確立されていないこと等から、採用の方法について検討を行っているところであります。

なお、臨床心理を職務内容とする職の給料表への位置づけについては、病院事業局において判断されるものと考えております。

以上、人事委員会所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。  
御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 人事委員会事務局長の説明は終わりました。

これより陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありますか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** これ要請をした人たちからは、臨床心理士というのは、非常に医療の質を高めるために必要だということがあって、臨床心理士資格認定協会というところでの資格認定をしているということなんですが、回答では、職が設置されていないと。それは日本全国どこも設置されていないのかどうかを聞きたいと思います。

○**伊礼幸進人事委員会事務局長** 職を設置していないと申しますのは、病院事業局において、この業務をするための職務内容について、この職務についてこの職種でやりますという、それが設置されていないということです。例えば、病院で薬剤師の仕事をするのであれば、薬剤師とか、あるいは臨床検査技師とか、そういう職務として職が設置されていないということでございます。

○**新里米吉委員** ということは、日本全国で臨床心理師を病院に設置していないってことではなくて、沖縄県において、現時点でそういう設置をしていないと、こういうふうに理解したほうがいいわけですね。

○**伊礼幸進人事委員会事務局長** そのとおりでございます。

○**新里米吉委員** 法令に基づく資格も確立されていないということなんですが、その場合の法令というのが、どういうことなのか、要請をしている人たちからは臨床心理師資格認定協会の資格ということが言われているんですが、それは法令では、そういう職種というものはないということなんですか。

○**伊礼幸進人事委員会事務局長** 普通に国家資格といいますと、医師であるとか看護師であるとか薬剤師とか、そういうものはみんなそれぞれ法律でもって、

その職が国家資格として免許であったり、資格であったりして国家資格になっているんですが、この臨床心理師の場合にはまだそういう法律がなく、財団法人、いわゆる民間の認定協会、今お話がありました協会ですが、民間の協会が認定をしているということで、今国家資格がないと言っております。

○新里米吉委員 これから他都道府県で全然ないという否定的な話ではなかったわけで、沖縄県の病院事業局がそれを必要と考えた場合には設置は可能ということに、職の設置が可能と受け取れる回答に聞こえるんです。ここはどうなんですか。

○伊礼幸進人事委員会事務局長 今回の臨床心理師につきましては、他都道府県でもその臨床心理師として職を設置しているところが5県ぐらいはあるんですが、ほとんどまだないんです。そういうことで、この職を設置するときにはどの名称でやるか、今臨床心理師ですと民間の協会が認定していますが、他の民間の団体が認定をしている医療心理士とか、診療心理療法士とか、心理認定士とか、認定心理士とか、いろんな種類が今民間の同じような資格がありまして、ですから、沖縄県の病院もどれでこの職を設置してやるかということで、今いろんな議論をしております。

それが、どれにするということがはっきり決まりますと可能ですよというようなことを申し上げているところでございます。

○新里米吉委員 ほかの同様のものが、ほかの協会でも別の名称で行われていると聞こえたんですが、そういう理解でいいんですか。

○伊礼幸進人事委員会事務局長 ほかの県でも、そういうふうに幾つもとありますか、今臨床心理士のお話ですが、心理職とか、心理判定士とか、医療心理士とかいろいろあってですね、今ちょっとばらばらになっている形があります。ですから、それをどういう形で職を設置するか、それについて今検討しているところでございます。

○新里米吉委員 そうすると、もう何かしら話を聞いていると、国が急いで、対応を協議しないと実際にはこういう必要だと言ってきている、あるいは5県ではもう配置したとか、他の県でも名称が違って民間でそういうふうに来てきているということになると、そういう動きが民間で起きてきているのに、国がまだそれに対して統一的な試験とか対応とかがやってないというところに問

題があるように聞こえているんですが、どんななんですか。

○伊礼幸進人事委員会事務局長 今のお話ですが、平成19年度ですね、衆議院の予算委員会でそういう議論があったわけですが、実は1つの医療心理士を認定した団体から、それを国家資格にしたいというような議論も出まして、その上程、法案づくりをやったわけですが、その後、臨床心理士側も、これは臨床心理士としてもやはり国家資格としてやるべきだというようなことで、その議論が国会でもなされて、そういう2つの国家資格をつくるのかというような議論もありまして、今まだ統一といいますか、決まってないと、まだ国のほうでも議論の途中であるという状況でございます。

○當間盛夫委員 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、人事委員会関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

午後4時4分 休憩

午後4時18分 再開

○當間盛夫委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法について協議)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

これより、議案の採決を行います。

まず初めに、乙第3号議案沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。その前に意見、討論はありませんか。

前田政明委員

○前田政明委員 反対討論は本会議でやります。

○當間盛夫委員長 ほかにありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 以上で、意見・討論を終結いたします。

これより、乙第3号議案沖縄県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○當間盛夫委員長 挙手多数であります。

よって、乙第3号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第43号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の採決を行います。その前に意見・討論はありますか。

前田政明委員。

○前田政明委員 反対討論は本会議でやります。

○當間盛夫委員長 ほかにありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 以上で、意見・討論を終結いたします。

これより、乙第43号議案沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○當間盛夫委員長 挙手多数であります。

よって、乙第43号議案は、原案のとおり可決されました。

それでは次に、乙第1号議案、乙第2号議案、乙第5号議案から乙第8号議案まで、乙第25議案及び乙第26号議案の条例議案8件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案8件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第1号議案、乙第2号議案、乙第5号議案から第8号議案まで、乙第25号議案及び乙第26号議案の条例議案8件は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第32号議案第4次沖縄県国土利用計画案について採決を行いますが、その前に意見・討論はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 本会議でやります。

○當間盛夫委員長 ほかにありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 以上で、意見・討論を終結いたします。

これより、乙第32号議案第4次沖縄県国土利用計画案についてを採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○當間盛夫委員長 挙手多数であります。

よって、乙第32号議案は、可決されました。

次に、乙第29号議案から乙第31号議案までの議決議案3件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案3件は可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第29号議案から乙第31号議案までの議決議案3件は、可決されました。

次に、乙第40号議案沖縄県教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第40号議案は、これを同意することに決定いたしました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入る前にその取り扱いについて、御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表とおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情39件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、「国境離島等の保全・支援等に関する意見書」の提出について協議したが、意見の一致を見なかった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫